

令和5年（2023年）12月11日（月曜日）

第 4 号

令和5年第4回  
北海道議会定例会 予算特別委員会第1分科会会議録

## 第4号

令和5年(2023年)12月11日(月曜日)

## 出席委員

## 委員長

内田 尊之 君

## 副委員長

武田 浩光 君

清水 敬弘 君

今津 寛史 君

武市 尚子 君

寺島 信寿 君

渡邊 靖司 君

桐木 茂雄 君

中川 浩利 君

真下 紀子 君

新沼 透 君

花崎 勝 君

藤沢 澄雄 君

交通政策局長 千葉 繁 君

航空港湾局長 前川 晃輝 君

国際企画担当局長 小林 靖幸 君

鉄道担当局長 斎藤 由彦 君

新幹線担当局長 金盛 修 君

物流担当局長 白戸 則幸 君

総務課長 蓮見 光志 君

官民連携推進局参事 福山 琢也 君

社会資本・強靱化  
担当課長 米谷 功 君

国際課長  
兼ロシア担当課長 早川 由世 君

多文化共生担当課長 池田 和明 君

地域戦略課長 笹森 穰 君

地域政策課長兼  
胆振東部地震災害  
復興支援担当課長 東 貴弘 君

交通企画課長 菅野 圭二 君

鉄道企画担当課長 佐藤 寿志 君

交通企画課参事 永田 浩幸 君

物流企画担当課長 椋平 剛史 君

空港戦略担当課長 丹野 正樹 君

## 出席説明員

総合政策部長 三橋 剛 君

総合政策部  
地域振興監 菅原 裕之 君

総合政策部  
交通企画監 宇野 稔弘 君

総合政策部次長  
兼土地水対策課長 清水 茂男 君

官民連携推進局長 所 健一郎 君

計画局長 笠井 敦史 君

地域創生局長 大野 哲弘 君

会計管理者  
兼出納局長 森 隆司 君

出納局次長 岩田 伸正 君

総務課長 渡辺 厚義 君

財務指導課長 阿保 恵一 君

総務部長  
兼北方領土対策  
本部長 山本 倫彦 君

総務部職員監 谷内 浩史 君

【第1分科会 12月11日 第4号】

総務部危機管理監	古岡昇君	税務課長	赤坂誠司君
総務部次長 兼行政局長	黒澤政之君	学事課長	佐藤敏尚君
財産担当局長	清水章弘君	危機対策課長	大西章文君
人事局長	飯田滋君	共同経済活動 担当課長	白石奈美路君
財政局長	木村敏康君		
教育・法人局長	成田正行君	議会事務局職員出席者	
危機対策局長	吉川政英君	議事課主幹	加藤隆行君
北方領土対策局長	中島竜雄君	議事課主査	井端卓君
総務課長	高見里佳君	同	中川典彦君
財産課長	平田健男君	同	斉藤晃俊君
人事課長	古田生介君	同	藤田知樹君
職員活躍担当課長 兼人事局参事	阿部真理君	同	吉本麻美君
給与服務担当課長	菅井信宏君	同	中澤正和君
財政課長	松林直邦君	同	大西健君

午後 1 時 開議

○武田浩光副委員長 これより本日の会議を開きます。

報告をさせます。

〔井端主査朗読〕

1. 本日の会議録署名委員は、

清水敬弘委員

寺島信寿委員

であります。

○武田浩光副委員長 それでは、議案第1号ないし第3号、第10号、第11号、第14号、第16号及び第19号を一括議題といたします。

1. 総合政策部所管審査（続）

○武田浩光副委員長 12月8日に引き続き、総合政策部所管に関わる質疑並びに質問の続行であります。

寺島信寿君。

○寺島信寿委員 通告に従いまして、順次伺ってまいります。

まず、外国人の受入れについてです。

本道の在留外国人については、国の統計によりますと、近年、右肩上がりが増え続け、2019年

には4万2000人を記録し、その後、コロナ禍により2021年には3万6000人まで一旦減少したものの、急回復をいたしまして、2022年、昨年時点では既に4万5000人と過去最高を記録しています。また、都市部のみならず、全道各地に幅広く人口が分布しており、179市町村全てに外国人が居住しているとともに、国籍、言語などの多様化も見られております。

私も、実際、全道各地を回りますと、観光客を含めまして、外国人の方々を多くお見かけする機会が増えてきております。本道として、今後、人口減少や高齢化が予想される中、地域の担い手として外国人の方々がますます重要となってくるものと考えております。

そこで、以下、伺ってまいります。

まず、外国人相談センター等についてです。

道では、北海道国際交流・協力総合センター、通称・HIECCと連携し、外国人からの様々な相談に対応するための北海道外国人相談センターを設置、運営しております。異国の地に居住する外国人は、生活や仕事の上で様々な悩みを抱えているものと考えますけれども、HIECCにはどのような相談がどの程度寄せられているのか、伺います。

○武田浩光副委員長 多文化共生担当課長池田和明君。

○池田多文化共生担当課長 外国人相談センターへの相談についてであります。道では、令和元年8月、HIECCに北海道外国人相談センターを設置いたしまして、外国人の方々からの多様な相談に対応してまいりました。

1か月当たりの平均相談件数は、設置された令和元年度は68件、令和2年度は197件、令和3年度は、コロナ関係の相談が増え245件、令和4年度は208件となっております。今年度は10月末時点で216件と、コロナ関係の相談は収束しつつあるものの、外国人数の増加によりまして相談件数も再び増加傾向に転じております。

次に、相談内容につきましては、在留資格の変更などの入管手続きに関することが全体の約2割を占め、それ以外では、労働条件などの雇用、労働に関する事、国民健康保険料の支払いなど社会保険、年金や税金に関する事、また、交通、運転免許や医療に関する事など多岐にわたっております。

○寺島信寿委員 ただいま答弁いただきましたとおり、様々な相談が寄せられ、対応しているということです。

想像すると、紛争地域の方々等は相当な課題があるのだろうなと思ったりもします。多様な国籍の在留外国人が増加している中、外国人相談センターではどのように相談体制を構築、強化してきたのか、伺います。

○池田多文化共生担当課長 外国人相談センターの体制についてでございますが、道では、外国人の方々からの相談状況を踏まえまして、段階的に体制を強化してまいりました。

まず、センターの相談員数につきましては、設置時の延べ10名から順次増員しまして、現在は延べ24名体制としております。

また、対応する言語につきましても、設置当初は6言語だったところ、昨年度は、ウクライナ

【第1分科会 12月11日 第4号】

から避難されてきた方への対応のため、ウクライナ語を、今年度は、インドからの来道者の増加に対応しましてヒンディー語やウルドゥー語を追加するなど、状況に応じ言語数を増やし、現在では15言語で相談対応を行っております。

○寺島信寿委員 多様性に対応する体制の強化は御苦勞が多いと思っておりますけれども、頑張っていたらと思っております。

次に、災害対応についてです。

道では、平成31年3月に策定した「外国人材の受入拡大・共生に向けた対応方向」の中で、外国人が安全に安心して暮らせる環境づくりを基本方向として掲げております。

災害発生時に、外国人は平時よりさらに不安になるものと考えます。災害時においても、外国人が情報弱者となることのないよう適切に情報発信するなど、きめ細かな対応が必要と考えますが、道としてどのように取り組んでいるのか、伺います。

○池田多文化共生担当課長 災害時に向けた外国人への対応についてでございますが、外国人の方々が本道で安心して暮らしていただくためには、災害発生時において、日本人との情報格差を是正し、必要な情報を適切に提供することが重要と認識しております。

このため、道では、多言語での関連情報の迅速な発信や、外国人の避難状況の把握と市町村への情報提供、さらには避難所での通訳支援などを行うため、昨年7月にH I E C Cと、災害時の外国人支援に関する協定を締結しまして支援体制を整えるとともに、災害時を想定した避難所での防災体験や訓練などを通じまして、被災時の外国人対応について市町村職員などに対して啓発を行ってきたところでございます。

道としましては、こうした取組を通じ、万が一、災害が発生した際に、外国人が適切な対応を取れ、被害をできるだけ少なくするよう、今後とも平時から万全な備えに努めてまいります。

○寺島信寿委員 人命を守る大切な取組ですので、平時からの備えを何とぞよろしくお願いいたします。

次に、多文化共生についてです。

外国人材を適切に取り込んで地域の活力とし、持続的な発展につなげていくためには、在住する外国人の方々が地域に溶け込み、なじんでいくことが大切と考えます。そのための課題について伺います。

○武田浩光副委員長 国際企画担当局長小林靖幸君。

○小林国際企画担当局長 外国人の方々と共生していく上での課題についてでございますが、多文化共生を進めていくためには、地域住民との日頃からのコミュニケーションが大変重要と認識しております。

本道では、在留外国人の方々が増加し、今や全市町村に居住されている中で、道の調査によりますと、日本語教室がある市町村数は令和4年度で22となっており、今後は、幅広い地域での日本語学習機会の提供が課題と考えております。

また、外国人の方々からは、地域の人々や文化に触れたいという声を伺う一方で、地域住民の

方々からも、どのように外国人と接するべきか分からないとも伺っておりまして、外国人の方々に地域に長く暮らしていただくためには、両者が相互に理解し合う機会の創出も重要と考えております。

以上でございます。

○寺島信寿委員 次に、今後の取組についてです。

国籍などの異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていく多文化共生社会の実現に向け、道として、どのように地域での外国人受入れに取り組んでいく考えなのか、伺います。

○武田浩光副委員長 総合政策部長三橋剛君。

○三橋総合政策部長 今後の取組についてでございますが、少子・高齢化により人口減少が進行する中、地域が持続的に発展していくためには、多様な文化や言語を持つ外国人の方々を地域の大切な一員として温かく受け入れ、共に暮らしていくことが重要であります。

このため、道では、外国人相談センターでの多言語対応や、日本語学習の指導者育成支援、交流イベントの実施などに取り組んできたところでございます。

今後は、こうした取組に加えまして、新たに、地域主体の日本語教室の開催支援や、市町村向けに対応ノウハウを提供する研修会の開催などを通じた受入れ環境の整備や、JICAとの連携協定に基づく道の国際交流員による学校訪問などの相互理解の促進も進め、外国人の方々が地域に愛着を持ち、安心して働き暮らせる多文化共生社会の実現に取り組んでまいります。

以上でございます。

○寺島信寿委員 多文化共生社会の実現が進むということは、外国人の受入れに限らず、多様性が育まれていくということだと思っておりますので、多くのマイノリティーの方々に対する配慮も進むということだと思っておりますし、成熟した社会に進んでいくことだなど理解しております。そのことは、関係人口とか移住者が増えるというようないい影響を与えることも予想できます。世界中、日本中から北海道へ集うような流れにつながる大切な取組だと強く感じました。しっかりと取組をお願いしたいと思います。

次に、交通政策に関して、本道の物流について伺います。

2024年問題などに対する道の認識についてということで、来年4月より、自動車運転業務に対しても時間外労働の上限規制が適用され、民間の調査機関によると、2030年には国内輸送量の約34%が輸送できなくなるとの試算もあり、本道においても物流の停滞が懸念されているものと考えます。

また、先日、私が参加した旭川市内での物流セミナーにおきまして、主要都市から距離が離れ、人口の少ない地域において、輸送力が低下し、地域の産業が縮小してしまうのではないかと懸念も示されておりました。

そこで、道内におけるトラック輸送を取り巻く課題についてどのように認識しているのか、伺います。

○武田浩光副委員長 物流企画担当課長椋平剛史君。

○椋平物流企画担当課長 トラック輸送の課題などについてでございますが、本道の物流の中核を担い、道民の暮らしや経済活動を支える重要な役割を果たしております貨物運送事業者におきましては、人口減少や高齢化の進行に伴うトラックドライバー不足に加え、2024年4月から適用されます時間外労働の上限規制への対応などの課題に直面している中、燃料価格の高騰をはじめ、EC市場の拡大に伴う宅配便の取扱個数の増加などにより、運送事業者を取り巻く環境は一層厳しさを増しているものと認識してございます。

○寺島信寿委員 次に、ゲートウエー機能についてです。

地域における輸送が懸念される中、先日、私が参加したセミナーにおきまして、物流における道北各地に期待される取組として、道北の北部及びオホーツク方面と、札幌・苫小牧エリアを結ぶゲートウエーとしての機能を旭川・名寄周辺地域に構築し、道内における輸送力を確保することも示されておりました。

これまでに、このような取組が行われているのか、伺います。

○椋平物流企画担当課長 中継拠点についてでございますが、国や自治体、経済団体などで構成され、道も参画しております名寄周辺モデル地域圏域検討会物流ワーキングチームでは、道北地域における物流の効率化や利便性向上に向けた検討を進め、名寄市に拠点を設け、道の駅などを活用し、中継輸送、共同輸送の実証などの取組を進めているところでございます。

ワーキングチームでは、今後も取組の拡大に向けて検討を進めることとしており、道としましては、引き続き、関係者と連携して対応してまいります。

○寺島信寿委員 次に、これまでの道の取組についてです。

2024年問題への対応など、トラック事業者が抱える様々な課題に対応し、道内のトラック輸送を維持確保するためには、運送事業者のみならず、行政や荷主企業などが連携しながらあらゆる対策に取り組む必要があるものと考えます。

中継輸送についてはお伺いしましたが、そのほかにどのような取組を行ってきたのか、伺います。

○椋平物流企画担当課長 これまでの取組についてでございますが、道では、これまで、トラック輸送の維持確保に向けて、宅配事業者と連携し、ラストワンマイル輸送の共同輸送を実現するとともに、荷主企業と情報共有を図りながら輸送の効率化に向けた取組を進めているほか、道民への再配達削減に向けた啓発などを行ってきたところでございます。

また、過疎地域などでの輸送の維持や効率化に向けて、関係団体や事業者などと連携し、東川町でのドローン輸送の実証を行うとともに、苫小牧市一名寄市間における飼料輸送の鉄道輸送へのモーダルシフトのほか、稚内ー幌延間での旅客鉄道や道内各地域での乗合バスを使用した貨客混載輸送が行われているところでございます。

あわせて、人材の確保育成に向けまして、トラック協会と連携して、大型免許取得に対する助成を行っているほか、移住イベントへの出展により、道外からの運転手確保に向けたプロモ

ーションを行ったところでございます。

○寺島信寿委員 次に、今後の対応についてです。

広大な北海道において道民の暮らしや経済活動を支えるために、主要都市から距離が離れ、人口が少ない地域であっても、将来にわたりしっかりと物流体制を維持確保することが必要と考えます。

道では、今後どのように取り組んでいく考えなのか、伺います。

○武田浩光副委員長 物流担当局長白戸則幸君。

○白戸物流担当局長 今後の取組についてでございますが、本道の物流を将来にわたり持続的に確保していくためには、物流事業者をはじめ、関係者の連携の下、取組を進めていくことが重要であると考えておりました。道では、北海道交通・物流連携会議の物流対策ワーキンググループにおきまして具体的な方策を取りまとめ、物流事業者や経済団体、産業団体、行政が一体となりまして、トラック輸送の効率化やモーダルシフトの推進などに取り組んできたところでございます。

また、国におきましては、本年6月に、「物流革新に向けた政策パッケージ」を策定し、共同輸送やモーダルシフトの推進による物流の効率化や荷待ち時間を削減するための商慣行の見直しなど、物流を支える環境整備に向けた抜本的な対策を示したところでございます。

道といたしましては、引き続き、国や関係者と連携を図りながらこうした取組を進め、安定的かつ効率的な物流ネットワークの形成に向けまして取り組んでまいります。

以上でございます。

○寺島信寿委員 私の地元の物流業者も大変苦勞されております。今まで、経済というのは、デフレマインドで豊富な労働力を武器に、いつでもどこでもサービスというか、サービス過剰な流れであったものが、一気に変わってしまっていて、それをどうするのかということはすごく大きなことだと思います。

物流業界の事業者の人からは、送料無料という言葉が大嫌いなのだと結構言われます。この言葉に象徴されるように、労働条件の改善とか賃金上昇につながりにくかった環境が、今になって物すごい課題になっているなということは強く感じます。

やはり、社会全体が物流にコストがかかるということを認識しないといけないと思うので、商慣習の問題ですとか、今、いろいろと議論されたことを、トータルで北海道がイニシアチブを取ってほしいなというのは強く感じます。

もう一つは、連携ということにおいて、最近、民間では、今までサービス業でライバルだったところですら協力し合って、どの辺りがうちの車に荷物を積めるかとか、シェアして協力しようという流れがどんどん進んでいるかと思えます。今までだったら、ライバル事業者とそんなことを組むなんてことはあり得なかったと思うのですけれども、それすら進めようということで、今、どんどん進んでいるのだと思います。

様々な連携という意味では、やっぱり、北海道の出番というか、広域の北海道の課題、広いこ



【第1分科会 12月11日 第4号】

とによる課題が多くあると思うので、そこも北海道の出番だなと思います。特に、遠くなればなるほど、地方になればなるほど物流の維持確保が難しく、もしかしたら破綻する可能性だってあるわけですから、やはり、今まで使えていたサービスが使えなくなるリスクもあるわけで、その辺を含めて理解もしていただいて、どうやって地方の物流インフラを保つかということが大事だし、今後、地方において生産したものが道央圏に来なくなるということにもつながると、やっぱり、北海道全体の観光、経済へのダメージがありますから、そこは、ぜひ、北海道庁として、北海道の出番だと思っておりますので、物流の問題にしっかりと取り組んでほしいと思います。

次に、地方空港の国際化についてです。

北海道における本格的な冬の観光シーズンに入りまして、例年、この時期は海外からの旅行需要も高まることから、私の地元である旭川空港をはじめとした道内の地方空港においても、季節定期便やチャーター便が就航するとの報道を目にするようになりました。

国際線の就航は、インバウンドによる効果が宿泊業や飲食業などを含む観光業全体に幅広く波及するものです。特に地方空港においては、地域経済へのインパクトが非常に大きいものと考えます。

旭川は、15日からジェットスターが就航する予定になっていまして、非常に楽しみにしているのですが、まず、地方空港における今年の冬の就航状況について伺います。

○武田浩光副委員長 空港戦略担当課長丹野正樹君。

○丹野空港戦略担当課長 地方空港における国際線の就航状況についてでございますが、函館、旭川の両空港につきましては、タイガーエア台湾による台北線が今年5月から引き続き運航しておりますほか、函館空港では、今月18日から来年2月26日まで香港航空による香港線の就航が、旭川空港では、来年1月16日から2月27日まで上海吉祥航空による上海線の就航が予定されております。

また、帯広空港では、来年1月21日から2月28日まで上海吉祥航空による上海との間のチャーター便の運航が、釧路空港では、来年1月26日から2月11日まで台湾のチャイナエアラインによる台北との間のチャーター便の運航が予定されております。

以上でございます。

○寺島信寿委員 次に、空港業務の人材確保についてです。

徐々に地方空港にも海外の航空会社が就航するようになり、地域からのさらなる路線拡大への期待が高まる一方で、関係者からは、グランドハンドリングや保安検査などの空港業務を担う人材の確保が難しくなってきており、それが原因で新たな路線の誘致に支障を来しているとの話も伺っております。

こうした人材の確保といった課題に対し、道はどのように取り組んできたのか、伺います。

○丹野空港戦略担当課長 地方空港における人材確保についてでございますが、国内外の航空需要が急速に回復する中、路線の拡充を図るためには、グランドハンドリングや保安検査といった空港業務を支える人材の安定的な確保が不可欠となります。

このため、道では、新千歳空港はもとより、地方空港における人材確保に向けまして、ホームページによる採用情報の発信など各事業者の採用活動に協力しておりますほか、先月の11月には、主に道外からの移住を検討している方々を対象に空港の仕事を紹介するセミナーを開催したところでございます。

こうした取組に加えまして、国際線の就航実現に向け、北海道エアポートや地元自治体と共に、航空会社のニーズを踏まえながら、空港業務を担う事業者と具体的な対応について調整を進めるなど、受入れ環境の整備に取り組んでおります。

以上でございます。

**○寺島信寿委員** この前、海外の航空会社の方々と意見交換しましたら、航空会社自らグランドハンドリングを用意するしかないみたいな、そんな話も出ているぐらいでしたけれども、ここは重要な課題だと思えます。

次に、地方空港における路線拡大についてです。

地方空港における路線拡大には、空港業務を担う人材の確保以外にも様々な課題があるものと考えています。現在、世界的な円安傾向が続いており、インバウンドにとっては追い風になっている一方で、海外渡航費用の高騰などにより、アウトバウンド需要の回復が遅れていると承知しております。

国際線の就航とその維持には、アウトバウンド需要の創出が重要になるものと考えますが、これまでの道の取組について伺います。

また、地方空港への国際線の就航に向けた今後の道の対応について、併せて伺います。

**○武田浩光副委員長** 航空港湾局長前川晃輝君。

**○前川航空港湾局長** 路線拡大に向けた今後の対応についてでございますが、地方空港における国際線の就航には、空港人材の確保に加えまして、インバウンド、アウトバウンドの双方の需要創出が課題と認識しております。

こうしたことから、道では、新千歳空港に就航実績のある東アジアの航空会社を中心に、地方空港への就航を働きかけるとともに、アウトバウンド需要の創出に向け、官民による実行委員会を通じて、道民の海外旅行を促進するイベントやキャンペーンのほか、学校関係者を対象とした教育旅行セミナーを開催するなど、今後の利用が期待される若い世代の需要創出にも取り組んできたところでございます。

道といたしましては、引き続き、北海道エアポートをはじめ、地元自治体などと緊密に連携しながら、航空会社への働きかけはもとより、空港人材の確保や双方向の需要創出に向けた取組を強化し、地方空港における国際線の拡大に努めてまいります。

以上でございます。

**○寺島信寿委員** 私の地元の旭川空港では、5月から運航している台北線に加えまして、先ほどもおっしゃっていましたが、来月から上海線が運航します。大変喜ばしいのですが、やっぱり、グランドハンドリング、保安検査といった業務を中心にすごく苦勞されていると

いうふうに伺っております。

先日、世界の航空会社で構成される業界団体が、世界の航空需要について、来年には、コロナ禍前を超え、過去最多の旅客数になると予測しております。驚きの予測といたしますか、海外旅行のニーズがこれほどまでに急激に回復して上がると思っていなかったということだと思っておりますけれども、このニーズ、このマーケットをしっかりと生かしていくことが大事ではないかなということを感じております。

特に地方にとっては、どの国から、どの程度、どういう人が来るかというのが読めるので、事前にビジネスの準備ができるというメリットがありますから、ここは頑張ってもらいたいということ、それから、アウトバウンドということも含めて、双方向の需要を掘り起こしていくということですが、やっぱり、若いうちに旅行すると、また一定程度の時間がたつともう一回行きたいと、また、高齢になったときも、若い頃の思い出とともに、また行こうということがあるので、仕込めば仕込むほど将来の地域経済にプラスになるなということ強く感じております。この取組をしっかり頑張ってもらいたいと思います。よろしく申し上げます。

次に、PFI事業の道内の実績についてです。

PFI事業は、北海道だけではなく、住民により近い施設を多く有する市町村において推進していくことが、住民サービスの充実につながることから重要と考えます。

これまでの道内におけるPFI事業について、具体的な事業の実績を伺います。

○武田浩光副委員長 社会資本・強靱化担当課長米谷功君。

○米谷社会資本・強靱化担当課長 これまでの実績についてであります。道内市町村においては、学校施設の整備や耐震化が6件、体育館や斎場など公共施設の整備が5件、廃棄物処理施設の整備や運営が4件、庁舎や教職員住宅の整備が2件、浄化槽の整備などが3件となっており、14の市町で20件の実績となっております。

また、道においては、道立公園である噴火湾パノラマパークの整備のほか、道管理である女満別空港の運営を含む道内7空港の民間一括委託を行っているところであります。

○寺島信寿委員 次に、PFI事業についてです。

PFI事業は、民間の資金や経営ノウハウ、技術力などを最大限活用し、建設・運営コストの縮減や住民サービスの充実に資するほか、民間事業者の事業機会の拡大や新規産業の創出など、地域の活性化にも寄与するものと考えております。

そこで伺います。

まず、市町村への周知についてです。

国では、毎年、PPP/PFI推進アクションプランを策定し、多様なPPP、PFIの展開や地方公共団体等の機運醸成、ノウハウの蓄積、案件形成に向けた支援等の施策を展開しているものと承知しております。

このようなPFI事業に関わる国の考え方について、道内市町村とどのように共有しているのか、まず伺います。

○米谷社会資本・強靱化担当課長 市町村への周知についてであります。国では、PPP、PFIは、公共施設等の整備運営に民間の資金や創意工夫を活用することにより、効率的かつ効果的で良好な公共サービスを実現する手法として推進していくこととしており、幅広い市町村において普及が図られるよう、各種のガイドラインを策定するなど、PPP、PFIの取組を推進しているところであります。

こうした中、道では、国の各種ガイドライン等を市町村の方々に丁寧に説明しながらお知らせすることはもとより、国の専門家派遣制度を活用し、専門的な知識を有する講師を迎えた勉強会を毎年開催するほか、国や関係団体による講習会への積極的な参加を呼びかけるなど、市町村がPPP、PFIについて理解を深め、こうした事業実施に取り組んでいただけるよう努めているところであります。

○寺島信寿委員 そこで、先ほど聞いたPFI事業の道内の実績については、学校施設の整備や耐震化、体育館や斎場、それから、道においては、道立公園の噴火湾パノラマパーク、女満別空港等があるのだということでお答えいただきました。

次に、PFIの推進に当たっての課題についてです。

PFIが道内全域に広がっていない理由の一つとして、民間事業者側が将来の物価高に対するリスクを懸念しているのではないかと考えます。道はどのように考えているのか、伺います。

また、PFIの取組を効果的に地域の活性化につなげていくためには、地元企業が参画していくことが重要と考えますが、併せて所見を伺います。

○米谷社会資本・強靱化担当課長 PFI推進の課題についてであります。国では、PFI事業の実施に当たり、想定される課題等への対応について、各種のガイドラインを策定し、地方自治体に示しているところであります。

このガイドラインでは、天災や物価変動、税制変更をはじめとするリスクなどについて事業者との契約等において定めることとされており、これまでの実施事例においても、物価変動による対応については、具体的な範囲や内容を定めて明確にすることにより、官民のリスク分担が図られているところであります。

また、今年度、国のガイドラインが改正され、地元企業の参画に関する考え方が示されたことから、市町村に丁寧に説明を行い、お知らせするとともに、今後、道の手引書において位置づけてまいります。

○寺島信寿委員 最後に、PFI事業を道内全域に広げていくためには、179市町村が取り組む必要があるものと考えますけれども、今後どのような対応をしていくのか、伺います。

○武田浩光副委員長 計画局長笠井敦史君。

○笠井計画局長 今後の取組についてでございますが、引き続き厳しい財政状況にある中、道や道内市町村が効率的かつ効果的に公共施設等の整備を進めていくためには、民間の資金や経営能力、技術的能力の活用を図っていくことが重要になると認識しております。

このため、道では、今後とも、市町村に対しまして制度の周知を図りますとともに、地域のニ

ーズを踏まえたテーマ設定による勉強会を開催するなど、PPP、PFIに関する情報や専門的な知識が共有、蓄積され、取組実績につながっていくよう支援に努めてまいります。

○寺島信寿委員 私の地元の旭川も、道警の地方警察署が、今、PFIを使うかどうか検討しています。アンケート調査等をやっているのですけれども、やはり、民間の資金、経営能力とかが蓄積されますし、バリュー・フォー・マネーというのですか、どちらが得かという話にはなると思うのですけれども、仮にイーブンであっても、地域内の企業が参画してノウハウを身につけるということにおいても意味があるし、また、地域内で経済が循環されて、そこでまた利益が生まれるということもあるし、中期、長期で利益を出していかれるということは非常に地場の企業にとっては意味があります。

そういうノウハウがしっかりと地域で出来上がり、かつ、北海道の財政もよくなるという、両方を狙っていくことが重要だと考えておまして、ぜひ、よくなりますように推進していただければと思います。

以上で質問を終わります。

○武田浩光副委員長 寺島委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

真下紀子君。

○真下紀子委員 初めに、官民連携推進事業のうち、ふるさと納税について伺います。

ふるさと納税の寄附額の増加に伴い、返礼品等の経費を増額することを目的に、官民連携推進事業費約1億2400万円を増額する補正予算案が提案をされております。

今年度の寄附金の年間見込額と各種経費の予算額、本補正予算での増加額をそれぞれお示してください。

○武田浩光副委員長 官民連携推進局参事福山琢也君。

○福山官民連携推進局参事 このたびの予算提案内容についてでございますが、補正予算案におきましては、本年上半期における寄附額の増加を考慮して歳入及び歳出予算を提案しており、歳入では、年間寄附額を当初予算から約2億6000万円増の約9億3700万円と見込みますとともに、寄附額の増加に伴い必要な年間経費額として、歳出では、当初予算から約1億2400万円増の約4億5200万円と見込んでおります。

○真下紀子委員 今の答弁のとおり、寄附金が増額している一方で、それに伴って経費も増額するのがふるさと納税の仕組みなのですね。また、ふるさと納税の増加によって道民税が減少するため、道税への影響がこれまでも本議会でも議論されてきました。

昨年度の寄附金に対する道民税の控除額と、実質的な税額の損失は幾らになるのでしょうか。

○福山官民連携推進局参事 道のふるさと納税による寄附額等についてでございますが、ふるさと納税は、税収面で見ますと、道民がふるさと納税を活用し、居住する市町村以外の自治体に寄附を行った場合、本来、道と居住する市町村に納税される個人住民税が控除され、寄附先として選んだ自治体への寄附となる仕組みとなっております。

令和4年度に、個人の方から道に対して寄せられた寄附は約5億5700万円となりました一方

で、道民がふるさと納税制度を活用したことによる道民税の控除額は約51億6000万円となっております。

なお、道民税の控除額の75%分の約38億7000万円が地方交付税で補填されますことから、控除の影響は約12億9000万円となっております。

**○真下紀子委員** 寄附額を足しても約7億4000万円の赤字になるわけです。結局、寄附額が上昇を続けても、地方交付税による補填は道税控除額の75%にすぎません。実質的な赤字となるわけです。

ふるさと納税が現状は赤字状態にあることを、道はどのように認識されているのでしょうか。

**○福山官民連携推進局参事** 道のふるさと納税による影響などについてでございますが、道では、ふるさと納税の活用に当たりまして、市町村の返礼品への配慮や返礼品の経済波及効果の公益性などを意識し、新規の返礼品開発を行うとともに、市町村と連携しながらPRを行うなど、道はもとより、道内市町村の寄附獲得に向けた取組を進めてまいりました。

道といたしましては、ふるさと納税による道の歳入などへの影響は認識しており、今後とも、道として、新規返礼品の開発に当たりましては、道内市町村への影響も勘案しながら必要な取組を進めてまいります。

**○真下紀子委員** ふるさと納税は、経費構造上、返礼品の費用は道内に還元され得るわけですが、何よりポータルサイトの手数料が多いと聞いております。

ふるさと納税ポータルサイトの事業者契約については、道では、現在、2者と一者随契によって契約を結んでいると承知をしております。各事業者に支払う手数料はそれぞれどのような取扱いになっているのでしょうか。

**○福山官民連携推進局参事** 事業者への手数料についてでございますが、道では、より一層のふるさと納税の推進を図ることを目的といたしまして、現在、2者とふるさと納税ポータルサイト運用等に係る契約を締結しております。

契約の詳細は事業者により異なりますが、サイト運用に係る手数料等の経費につきましては、多くの自治体と同様に、おおむね寄附額の10%程度となっております。

**○真下紀子委員** おおむね寄附額の10%程度を手数料として支払っているということなのですが、ふるさと納税の寄附が増えれば増えるほど、事業者は、ほぼ定率で手数料が入る仕組みということになっています。

長く同じようにシステムをつくっていて、これを削減できないというのは、ちょっと事業者のほうに努力が足りないんじゃないかと思うのですね。本当に1割もの手数料が妥当なのか、私は疑問を生じます。

道は、手数料の減額等の対応をこれまで事業者に求めたことはあるのでしょうか。

**○福山官民連携推進局参事** 手数料の減額等についてでございますが、総務省では、今年の10月から、寄附金受領に関する事務手続の費用などについて新たに経費として取り扱う運用を始めるなど、制度運用を厳格化する中、道におきましては、経費総額が総務省告示で定める寄附額の5

【第1分科会 12月11日 第4号】

割以下というルールを直ちに超える状況ではないものの、さらなる経費削減を図る観点から、ポータルサイト事業者に対し、随時、寄附金や経費の状況を説明するとともに、手数料の軽減に関する相談や申入れなどを行ってきたところでございます。

○真下紀子委員 ふるさと納税を推進する一方で、経費の増額という課題もありますが、これは、道に限らず、制度の課題として全ての市町村が抱える課題でもあると考えております。

これまで、道が口頭でも事業者に対して手数料減額に関する要請を行っているということであれば、一步踏み込んで、広域自治体である道がイニシアチブを発揮して、市町村と共に道内自治体の総意として、手数料の減額を求めていく必要があると考えますが、いかがでしょうか。

○武田浩光副委員長 官民連携推進局長所健一郎君。

○所官民連携推進局長 ふるさと納税に係る手数料についてでございますが、今年10月から、総務省がふるさと納税に関する経費をはじめといたしました制度の運用を厳格化する中で、道内市町村では、この制度に対応するため、個別の返礼品によっては寄附額の変更や経費の削減などが必要になっているものと認識をしております。

道内の市町村からは、道に対しまして経費の削減策などの相談をいただいておりますが、道では、これまでも、手数料の削減以外の手法も含めて、例えば、市町村との連携によるスケールメリットを生かした経費の削減策などを検討するとともに、ポータルサイト事業者との打合せの場などにおきましては、道内市町村の手数料軽減に関する声を伝えてきたところでございます。

また、道といたしましては、先月から開催しておりますふるさと納税に関する道内市町村との意見交換の場を通じまして、経費などの課題について情報共有や今後の対応などについて議論をしているところでございます。

○真下紀子委員 返礼品よりも手数料の削減に力を尽くしていただきたいと思っております。

国は、自治体と企業との契約関係であるとして、手数料等に関する対応はしていません。しかし、ふるさと納税自体は国が創設したものですから、根源的な責任は国にあると言えます。

道として、自治体負担の軽減や税額控除等の影響について国がより一層責任を果たす対策を講ずるよう要望すべきと考えますけれども、見解を伺います。

○武田浩光副委員長 総合政策部長三橋剛君。

○三橋総合政策部長 今後の取組についてでございますが、ふるさと納税は、人口減少の進行により税収の減少に直面する自治体にとって政策推進の貴重な財源となっておりますほか、地域が持つ魅力を広く発信することで、関係人口の拡大や地場産品の消費拡大といった地域経済の活性化にもつながる効果的な制度と認識しております。

こうした認識の下、道では、ふるさと納税を地域活性化に生かしていくため、市町村と連携しながら取組を推進しております。これまでも、市町村から道に相談があった事項につきましては、内容を勘案し、国に要望すべき意見は道から国に伝えているところでございます。

道といたしましては、ふるさと納税に関し、市町村との意見交換を通じ、引き続き、必要な意見を国に伝えていくなどしながら、ふるさと納税の効果が道内全域に波及するよう取り組んでま

います。

以上でございます。

**○真下紀子委員** 知事は、先頃、「世界一受けたい授業」で、ふるさと納税は北海道で1453億円と胸を張りましたけれども、これは市町村の努力によるものです。それから、北海道は赤字があるわけですから、ちょっと胸を張れないと思うのですよね。まず、北海道の赤字を解消してから、胸を張って答えていただきたいと思いました。

次に、地域づくり総合交付金を活用した施策についてです。

2021年度から地域づくり総合交付金に、新型コロナウイルス感染症対策推進事業が新たにメニューに加えられました。まず、昨年度のこの推進事業の交付件数と交付額をそれぞれお示し願います。

**○武田浩光副委員長** 地域政策課長東貴弘君。

**○東地域政策課長** 地域づくり総合交付金の執行状況についてであります。昨年度の新型コロナウイルス感染症対策推進事業の交付件数は48件、交付額は9329万3000円となっております。

以上でございます。

**○真下紀子委員** 交付件数が48件ということなのですが、この推進事業は、コロナに対する地域の取組を支援するため、地域経済や住民生活への支援を通じて地域の活性化を目的に導入されたものと承知をしております。

本年5月からコロナが5類に移行されたわけですが、この意義というのは現在も変わらないとお考えでしょうか。

**○東地域政策課長** 新型コロナウイルス感染症対策推進事業の意義についてでございますが、道では、令和5年度におきましても、国の交付金を活用し、新型コロナウイルス感染症対策推進事業として地域づくり総合交付金のメニューの一つに位置づけ、地域が取り組む地域資源を生かした交流事業やイベント開催などについて支援を行っており、こうした支援を通じ、新型コロナの影響を受けている地域経済の活性化などにつながっているものと認識しております。

以上でございます。

**○真下紀子委員** 意義は変わらないと。新型コロナの影響というのは、地方ではまだかなり深く残っていますので、そうした中でこの事業が役割を果たすということだと思えます。

私ども日本共産党道議団として、2021年の決算特別委員会において、この推進事業のメニューとして、フードバンク事業やホームレス支援、学習支援など、市民やNPO等が取り組む事業についても地域づくり総合交付金の対象となるのかを質問いたしました。そして、道から、個々の事業ごとに判断することになるが、対象となり得るという答弁があり、大変喜んでおりました。

しかし、ただいま例示した事業については、これまで1件も交付されていないということを承知しております。こうした事業は、全道各地で多く行われている一方で、交付された事業が1件もないという現状ですが、そもそも申請自体が行われたのかどうか、お聞きしたいと思います。



○東地域政策課長 地域づくり総合交付金の申請状況についてでございますが、新型コロナウイルス感染症対策推進事業に関しまして、フードバンク事業、ホームレス支援などの事業につきましては、NPOや団体等からの申請はなかったところでございます。

以上でございます。

○真下紀子委員 せっかく対象になると言いながら、コロナ禍で住民生活への支援が必要な事業を行っているところにその趣旨がよく伝わらなくて申請に至らなかったということは、道のアピール不足、力の入れ方が足りなかったのではないかと指摘せざるを得ません。

この推進事業の対象メニューにどのようなものがあるのか、もっと分かりやすく例示したり、様々、アピールする必要があると考えます。

道は、これまで同じ手法で、どのようにこの事業の広報を行ってきたのか、また、具体的な事業例示というのは行ってきたのかどうか、伺いたいと思います。

○東地域政策課長 交付金制度の周知方法についてでございますが、道では、本庁や各振興局におきまして、地域づくり総合交付金の交付対象者や対象事業などをホームページに掲載するほか、新聞広告や報道発表により制度の周知を図るとともに、地域づくり総合交付金のほかのメニューと同様、市町村や団体からの相談等に対しまして、振興局の職員が日頃から丁寧に対応してきているところでございます。

また、事前に交付金活用の要望や相談があった団体等に対しましては、振興局または市町村を通じて、交付金募集を行う旨、改めて周知を行ったものの、フードバンク等の事業に関する申請はなかったところでございます。

以上でございます。

○真下紀子委員 地域づくり総合交付金が使えることになれば、事業規模としては倍になるのかなというふうに思うのです。ところが、なかなかハードルが高いというふうに認識をされているのかもしれない。

この地域づくり総合交付金は、市町村や一部事務組合などが対象となることが多いわけですが、この推進事業は、振興局長が認める団体も交付対象とされております。

昨年度は、この推進事業全48件のうち、市町村や一部事務組合以外の事業者はどれだけあったのか、伺います。

○東地域政策課長 地域づくり総合交付金の交付対象者についてでございますが、令和4年度におきましては、新型コロナウイルス感染症対策推進事業の交付対象件数の48件のうち、大会の実行委員会など、市町村や一部事務組合以外の事業者数は32件となっております。

以上でございます。

○真下紀子委員 今の答弁にあったように、規模にかかわらず、様々な団体が対象となり得ることが明らかなわけです。しかし、実際には、NPO法人等の団体が交付事業者となっていないのが現状であります。これは、自分たちの活動が地域づくり総合交付金の対象だと知らないことが大きな要因ではないかと考えるわけです。

対象となる具体的事例を明示するなど、広報の在り方を検討してはいかがでしょうか。

○武田浩光副委員長 地域創生局長大野哲弘君。

○大野地域創生局長 地域づくり総合交付金等の周知等についてでございますが、社会経済情勢が大きく変化し、多様化する中、地域の課題解決や活性化に向けた取組を進めていく上で、地域づくり総合交付金は重要な役割を担っていると認識しております。

この交付金は、市町村以外の各種団体も対象としておりますことから、道のホームページや各振興局の関連サイトでの情報発信はもとより、報道発表や各市町村から関係団体の方々への周知を行うなど、幅広く広報を行っているところでございます。

道といたしましては、この交付金が地域の活性化につながりますよう、振興局や市町村と連携しながら、各種会議や様々な機会を通じて、より多くの方々に周知されるよう、工夫を凝らした取組を一層進めてまいります。

以上でございます。

○真下紀子委員 コロナ禍で、特に大変な生活を強いられている学生さんへのフードバンク事業ですとか、子どもたちへの学習支援など、本当に多彩な活動が行われていますけれども、なかなかこの地域づくり総合交付金と関連づけて考えるというところまでには至っていないのだと思うのですね。ですから、これをもっと活用できるように、ぜひ御努力をお願いしたいと思うのです。

先ほどの答弁で明らかなように、この推進事業は、コロナ対策をきっかけとしてスタートした事業でありますけれども、5類移行後もその必要性については重要だということはお互いに認識を一致させたところだというふうに考えております。

非営利団体も事業対象となったわけですがけれども、今までも利用に至らなかった例もありまして、さらに使いやすく改善して来年度も実施すべきと考えますけれども、地域振興監の見解を伺います。

○武田浩光副委員長 総合政策部地域振興監菅原裕之君。

○菅原総合政策部地域振興監 今後の取組についてでございますが、個性豊かで活力に満ち、人々が将来にわたり安心して暮らすことができる地域社会の実現を図るため、道では、地域づくり総合交付金により、市町村や団体等が主体的に取り組む事業に対し支援を行っているところでございます。

また、これまでも、地域課題に対し柔軟な対応が可能となりますよう、振興局長が適当と認める者として、NPO法人等も交付対象者として取り扱うこととするなど、地域のニーズに応じた対応を行ってきたところでございます。

今後とも、地域づくりの拠点であります振興局が、市町村や地域の皆様の声をしっかりと伺うなど、新型コロナの影響も含め、地域が直面している課題を的確に把握しますとともに、交付金の効率的な活用に向けて、議会議論はもとより、市町村へのアンケートなどを通じて皆様の御意見を伺い、必要な見直しを行いながら実効性のある支援に努めてまいります。

【第1分科会 12月11日 第4号】

以上でございます。

○真下紀子委員 道の事業の中でも、この地域づくり総合交付金というのは非常に評判がいい事業ですよ。それをさらに有効に使っていただきたいということを申し上げて、次の質問に入ります。

交通政策についてです。

JR北海道は、北海道新幹線札幌延伸まではその効果が限定的だとしてきました。私は、新函館北斗―新青森間の乗車率は低迷したままだと指摘をして、改善を求めてきました。

開業以来、毎年、多額の赤字が続く北海道新幹線の収支・利用状況をまずお示してください。

○武田浩光副委員長 交通企画課参事永田浩幸君。

○永田交通企画課参事 北海道新幹線の収支などについてであります。JR北海道によりますと、新青森―新函館北斗間の営業損失及び乗車率は、それぞれ平成28年度は約54億円、32%、平成29年度は約99億円、26%、平成30年度は約96億円、24%、令和元年度は約93億円、23%、令和2年度は約144億円、8%、令和3年度は約149億円、9%、令和4年度は約129億円、17%となっております。

また、令和5年度は、4月から9月までの第2四半期後の報告におきまして、約42億円、27%となっております。

○真下紀子委員 回復基調にあるとはいえ、いまだに3割を超えていない状況が続いていて、赤線区、黄色線区などと言われるところよりも大きな赤字を毎年毎年出しているということが現状なわけです。

今、札幌の新幹線駅の工事が進められておまして、その影響は、徐行による到着時間の遅れだけではなく、第2回定例会における私どもの一般質問に、テナントからの家賃収入が年間約20億円の減少になると答えていました。開業の見通しの2030年が仮に遅れれば、この収入減が大きくなるわけですけれども、その収入減少をどのようにカバーしようとしているのでしょうか。

○武田浩光副委員長 鉄道企画担当課長佐藤寿志君。

○佐藤鉄道企画担当課長 新幹線工事による店舗閉店の影響についてでございますが、JR北海道では、新たに整備される再開発ビルが開業するまでの間、収益確保を図るため、鉄道事業はもとより、不動産事業やホテル事業といった開発・関連事業の拡大に取り組んでいるものと承知しております。

以上でございます。

○真下紀子委員 そうは言っても、20億円の減収に見合うだけの収益確保ができていのかどうかというのは非常に疑問でありますし、再開発ビルの開業、新幹線の開業まで待てと待たされているわけで、赤字が累積していつているわけです。

今年3月末に、国土交通省は、北海道新幹線の新函館北斗―札幌間の費用対効果が、事業費の大幅増を受けて0.9と、投資に見合う1を下回ったと公表しました。このことを道はどのように受け止めているのでしょうか。

○永田交通企画課参事 北海道新幹線の事業再評価についてであります。令和5年3月に公表された新函館北斗ー札幌間に係る公共事業の再評価におきましては、事業全体の投資効率性を評価する全体事業BバイCが0.9であった一方、事業継続による投資効率性を評価する残事業BバイCが1.3とされたところでございます。

今回の再評価につきましては、国が定める費用便益分析に関する技術指針において、残事業BバイCが1を超えている場合、基本的に事業継続とされているほか、開業後の交流人口の拡大など沿線地域の活性化を通じた効果も含め、総合的に評価して事業を継続することが適切であると判断されたものと承知しております。

道としましては、新幹線効果が最大限発揮されるよう、引き続き、沿線自治体など関係の皆様と連携を一層密にして、北海道新幹線の着実な整備促進とともに、沿線地域の魅力を発信するなど、利用促進に向けて取り組んでまいります。

○真下紀子委員 沿線地域は通過されるだけなのですね。一部の駅は残るかもしれませんが、多くは通過されてしまって、道央圏一極集中がさらに加速するのではないかと、一部の潤うところはあっても北海道全体としては過疎化が進むのではないかと懸念を否定できないというふうに思うのです。

それで、事業継続に当たって、理由の中に、計算には含まれない経済効果が見込めるとして工事は継続するという事になっておりましたけれども、今年3月末時点では、まだ、2030年札幌オリンピック開催を前提としたものだったと考えております。

この札幌オリンピックは、事実上、断念を迫られたわけですがけれども、札幌オリンピックは計算に含まれない経済効果とされていたのではないかと考えるのですけれども、所見を伺います。

○永田交通企画課参事 新幹線の効果についてであります。本年3月に公表されました新函館北斗ー札幌間に係る公共事業の再評価では、事業における地域経済への効果、影響のうち、札幌駅のまちづくり事業の項目におきまして、「札幌駅交流拠点北5西1・西2地区再開発基本構想」が引用されているところでございます。

その中で、いわゆる再開発ビルに関し、北海道新幹線札幌開業及び令和12年の招致を目指している冬季オリンピック・パラリンピックを見据えて、令和11年秋に全体竣工、供用開始することを目指す旨、記載されておりますが、冬季オリンピック・パラリンピックの招致につきましては、新幹線事業の評価に影響を与える要素とはされていないところでございます。

○真下紀子委員 時間の前後があるので、確かに新幹線のそもそものところには書かれていないと思うのですけれども、2030年の札幌五輪の開催と新幹線の開業というのはセットで宣伝をされていて、そこに期待している方たちも多かったのだというふうに考えるわけです。しかし、本当にこれが順調に行くのかどうかということが非常に懸念されます。

11月29日、30日の両日、新幹線工事に関する説明会が開催をされておまして、岩塊の撤去について説明がありました。どのような内容だったのでしょうか。

○永田交通企画課参事 工事説明会についてであります。鉄道・運輸機構によりますと、羊蹄

【第1分科会 12月11日 第4号】

トンネル有島工区のルート上に岩塊群が見つかったことから、掘削に支障を生じさせないため、事前に岩塊の撤去工事を行うこととし、ニセコ町において、去る11月29日と30日の2日間にわたって周辺住民等に対する工事説明会を開催したところでございます。

説明会では、工事は、国道5号付近の一部民有地を含むニセコ町有地で行い、地上から掘削して岩塊を撤去した後、埋め戻しをする工法を採用すること、また、工期は、令和6年5月から10月までとし、掘削に使用するシールドマシンが到達する前に岩塊の撤去を完了させる予定であることなど、機構から工事の概要等について説明があったと承知しております。

**○真下紀子委員** その工事説明では、今回追加される岩塊撤去工事の進捗等によって変更があり得るというふうに考えるわけですね。説明もされております。工事期間延長の可能性を否定できないし、昨年度も6450億円の新幹線工事に関連した工事費の増額があったばかりですけれども、必然的に工事費用が大幅に増大し、道と沿線の負担も大きく膨らむ、こういう悪循環に陥るのではないかと考えるところです。

札幌オリンピック開催断念に加えて、さらなる工事費の増額、先ほどお聞きした新函館北斗ー新青森間の赤字や店舗収入の減少が長引き、費用対効果は下がる一方ではないかと懸念をしております。

工事費用の増大及び費用対効果への影響に懸念はないのか、伺います。

**○永田交通企画課参事** 工事費用などについてでございますが、現在、鉄道・運輸機構におきまして、コスト縮減に努めるとともに、工程の工夫策などについて受注者などと協議を行いながら、鋭意、工事を進めているところでございます。

北海道新幹線は、本道経済にとって大きな効果が期待されるほか、JR北海道では、札幌開業を契機に経営自立を目指し、経営改善に取り組んでいるところでございまして、道としましては、新幹線の開業効果が最大限発揮されるよう、関係団体と連携を図りながら利用促進に向けた取組を進めるとともに、コスト縮減はもとより、できる限り地方負担の軽減が図られるよう、引き続き、国や機構に対し強く働きかけてまいりたいと考えてございます。

**○真下紀子委員** 新幹線が開業しても、地方路線がなくなっていったら元も子もないわけです。機構は、今後も別な岩塊がある可能性を否定していません。全体工事期間についてはどうなのか、工事費増額の可能性というのは全くないと捉えてよろしいのでしょうか。

**○永田交通企画課参事** 工事についてでございますが、まだ相当の事業期間がある中で、今後、予測できない事態が生じるリスクも考えられますが、道としましては、工程の管理や工法の工夫などによりできる限り工期短縮に努めるよう、引き続き、国や鉄道・運輸機構に対し強く求めるとともに、工事が円滑かつ安全に進むよう、沿線自治体など関係の皆様と連携して取り組んでまいります。

**○真下紀子委員** 関係者が連携しても、工事をするのは機構ですから、そこが工事をきちっとできるかどうかというのは非常に懸念があるわけです。

JR北海道は、2023年度事業計画の中にも、長期経営ビジョンに掲げた北海道新幹線の札幌延

伸の効果が発現する2031年度の経営自立を目指すと明記をされております。その発現効果は、これまでの見通しとは変わらざるを得ないことが起こり得るということだと考えるのです。

J R北海道の経営自立、黒字化の根拠が次々と瓦解していつているのではないかと考えますけれども、道の見解を伺います。

○武田浩光副委員長 新幹線担当局長金盛修君。

○金盛新幹線担当局長 北海道新幹線の延伸に向けた取組などについてでございますが、J R北海道では、2031年度の経営自立を目指し、令和元年に策定いたしました長期経営ビジョンにおける三つの戦略の一つである、輸送サービスの変革の中で、北海道新幹線の札幌―東京間の最速4時間半への挑戦を掲げ、貨物列車との共用走行区間の抜本的解決や、さらなる高速化などに取り組むとしております。

こうした課題を解決し、札幌開業を実現することで、運輸収入はもとより、関連事業の拡大による収益の確保により、経営基盤の強化が期待されるところであります。

道といたしましては、J R北海道に対し、引き続き、札幌開業後の経営自立に向け取組を進めるよう求めるとともに、高速化の実現や利用促進に向けた取組などにより、新幹線の開業効果が最大限発揮されるよう、沿線自治体など関係者と一層連携を密にしながら積極的に取り組んでまいります。

○真下紀子委員 お気持ちは分かるのですけれども、それでは、実際に経営自立できるのかどうか、新幹線の開業によって黒字化できるのかどうかということは、数字で見なければならぬというふうに考えます。

私はいつもお聞きしているのですけれども、この新幹線の運賃、それから乗客数、乗車率、この設定というのは、札幌―函館間、札幌―東京間ではどのように設定されているのでしょうか。

○永田交通企画課参事 札幌開業後の利用者数などについてでございますが、本年3月に公表された公共事業の再評価におきましては、新函館北斗―札幌間の利用者数は示されてございませんが、道央―道南間における鉄道の流動量は、2030年で年間570万人と推計されているところでございます。

また、新幹線の運賃・料金についてでございますが、同じく本年3月に公表された公共事業の再評価におきましては、想定される運賃・料金として、東京―札幌間が2万6830円、函館―札幌間は、新函館北斗―函館間も含み、9370円とされているところでございます。

○真下紀子委員 料金ははっきりしているけれども、流動量については、数だけ、期待目標値が示されただけで、実際に新幹線に本当に乗るのかどうか分からないし、この料金も初めだけで、後からどんどん値上げしていくのじゃないかというふうに考えるわけで、黒字の根拠としては大変希薄だなというふうに思います。

これまで、鉄道に代わる最適の選択として、赤線区の廃線とバス転換の決断が迫られてきました。2019年11月の北海道地方路線問題調査特別委員会で、私は、廃線したところが代替バスへ転換して、そこにバスドライバーが必要だからと確保した場合、他の路線でバス運転手がいなくな

【第1分科会 12月11日 第4号】

り、奪い合いの構図になるのではないかと述べました。今、まさにそうした状況が実際に起こっているのだというふうに言えます。

北海道新幹線札幌延伸に伴う小樽一長万部間140キロメートルの並行在来線は、私どもは鉄道として維持すべきだという立場ですけれども、このバス転換は現状を無視した議論ではないかと考えます。並行在来線のバス転換は、現実的ではなくて、やはり、鉄路を残すように見直すべきだと考えております。

バス運転手不足が深刻となって、路線バスの維持も困難で、一般質問で取り上げたように、栗山高校の通学の足まで確保が難しくなっている現状があります。バス運転手は、高齢化だけではなく、そもそも大型2種免許の保有者の88%が50代以上であり、まさに危機的状況であると考えられるわけですが、道として、道内全体の地域交通をどのように確保していくのか、交通企画監の見解を伺いたいと思います。

○武田浩光副委員長 交通政策局長千葉繁君。

○千葉交通政策局長 地域交通の確保についてでございますが、バス事業者の方々には、地域の暮らしや産業を支える重要な役割を担っておりますが、高齢の運転手の退職や新規採用者の減少などにより、多くの事業者が運転手不足に直面しており、地域のバス路線を安定的に確保していく上で運転手の確保は重要な課題と認識しております。

こうした中、道では、北海道バス協会などと連携し、大型2種免許の取得に係る助成や、若年者向けPRの実施に加え、全道各地に拡大しての合同就職相談会の開催や、移住・観光施策と連携した道外プロモーションを実施するなど取組を強化したほか、今後は、北海道運輸局とも連携しながら、自衛隊を退職される方々向けの就職相談会の開催などといった取組を行うこととしているところです。

道といたしましては、引き続き、バス事業者はもとより、北海道運輸局や市町村などといった多様な主体とより一層連携しながら、地域の公共交通を担う運転手の確保など、地域交通の確保に向けた取組を推進してまいります。

以上でございます。

○真下紀子委員 当然、深刻さを理解した答弁だというふうには感じません。新幹線については、一度立ち止まって、激変する課題に向き合って再検討する必要があると考えます。

交通企画監の答弁を求めますけれども、この問題は大変深刻で重要な問題なので、知事にもお聞きしたいと思いますので、お取り計らいをお願いいたします。交通企画監の答弁を聞いて、私の質問を終わります。

○武田浩光副委員長 総合政策部交通企画監宇野稔弘君。

○宇野総合政策部交通企画監 北海道新幹線の札幌延伸についてでありますけれども、高速かつ大量輸送機関であります北海道新幹線は、道内の圏域間の円滑な移動をはじめ、地域経済の活性化や広域観光の推進など、広大な本道のさらなる発展に向けては、札幌開業が実現して初めてその効果が最大限発揮されるとの考えの下、これまで、建設工事が円滑に進みますよう、鉄道・運

輸機構や関係自治体などと連携しながら、諸課題の解決のための検討、調整など、建設促進に努めてきたところでございます。

今後も、道といたしましては、厳しい財政状況に鑑み、地方負担の一層の軽減が図られますよう、引き続き、国に対し、貸付料などさらなる財源確保や財源措置の拡充につきまして、あらゆる機会を通じ強く要請しながら、関係自治体と一丸となって様々な取組を進めてまいりたい、このように考えております。

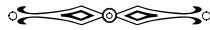
○武田浩光副委員長 真下委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

以上で通告の質疑並びに質問は終わりました。

総括質疑に保留された事項については本委員会において質疑を行うこととし、これをもって、総合政策部並びに通告のなかった選挙管理委員会所管に関わる質疑並びに質問は終結と認めます。

理事者交代のため、このまま暫時休憩いたします。

午後2時18分休憩



午後2時20分開議

○武田浩光副委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### 1. 出納局所管審査

○武田浩光副委員長 これより出納局所管部分について審査を行います。

質疑並びに質問の通告がありますので、発言を許します。

渡邊靖司君。

○渡邊靖司委員 それでは、通告に従いまして、順次質問いたします。

委託業務に関わる不正防止対策について伺います。

道では、委託事業での過請求事案が相次ぐなど、異常な事態となっております。

9月に明らかとなった電通北海道や関連会社による過請求事案は、特定の委託事業者固有の要因や新型コロナウイルス感染症に伴う業務錯綜といった背景があった可能性がありましたが、先月、公になった介護人材確保に関する委託事業者については、電通北海道と一切関連のない企業による事案であり、しかも、不正が新型コロナウイルス感染症が蔓延する以前から5年間にわたって繰り返されたことが明らかとなりました。

これは、道の委託事業の進め方全般に関する課題と考えざるを得ませんので、委託事業に関わる不正防止対策について、以下、数点伺います。

出納局では、電通北海道による過請求事案を踏まえ、9月14日付で委託期間中の関係書類の徴取や必要に応じた現地調査等を実施し、契約内容の適正な履行を確保するよう、庁内部局長に通知しております。

この通知を踏まえ、庁内各部ではどのような取組が具体的に行われたのか、取組の実績を伺い



ます。

○武田浩光副委員長 財務指導課長阿保恵一君。

○阿保財務指導課長 委託業務に係る取組についてであります。このたびの過請求事案を踏まえまして、出納局として、改めて各部局に対し、要綱や通知に定める手続の徹底を求めるとともに、受託者の選定にあつては、その履行能力を十分に確認すること、委託期間中における関係書類の徴取や現地調査による牽制機能の強化、検査時における公的書類の活用など、業務の各段階において留意すべき事項を通知したところであります。

現時点で確認できた各部局における取組としては、委託期間中に関係書類の徴取を行ったものが45件、現地調査を行ったものが63件となっているところであります。

○渡邊靖司委員 受託者の選定に当たっては、プロポーザル審議会で、事業者の業務遂行能力や事業実施に関する企画実行能力などを評価し、最良の提案を行った事業者を選定しているとのことですが、シグマスタッフ社のように、不正行為があると認識していながら不正を繰り返すような悪質な事業者が繰り返し選定されたことは、現在の選定方法や審査基準などでは、企画提案者の倫理観や遵法意識、組織としてのガバナンスなどを的確にチェックできないと考えざるを得ません。

企画提案者の倫理観等を審査項目等に反映させる必要があると考えますが、見解を伺います。

○武田浩光副委員長 出納局次長岩田伸正君。

○岩田出納局次長 事業者の選定についてであります。プロポーザル方式による契約の締結に当たりましては、事業目的に即した最適な事業者を選定するため、参加者の資格要件や審査基準など、個別事業ごとにきめ細やかな審査項目を設定するよう定めているところでございます。

このたびの過請求事案につきましては、事業者におけるコンプライアンス意識の欠如が要因の一つと考えられますことから、今後、プロポーザル方式による事業者の選定に当たっては、履行能力の十分な確認に加え、当該事業者のコンプライアンスに関する規定や推進体制の確認、法令遵守に係る誓約書の提出などといった手続についても検討してまいりたいと考えてございます。

○渡邊靖司委員 内部通報制度について伺います。

先ほど伺った契約期間中の道の立入検査は、労力や時間を要するものであり、こうした取組を徹底することは、通常業務を抱える現場の職員に過大な負担を強いることになりかねず、より現実的、効果的な対策を検討する必要があると考えます。また、企画提案者の倫理観を審査することにも大きな困難を伴うものであると考えます。

道では、公共事業等の発注に関連する談合行為など、受発注段階から不正を予防するための通報制度を用意していると聞いております。委託業務に関しても、契約当事者以外の第三者の目を活用し、受託者に対する牽制機能を働かせる必要があると考えますが、見解を伺います。

○阿保財務指導課長 通報制度についてであります。道においては、業務改善や不正の未然防止などを図り、効率的で公正な職務執行を確保するため、公益通報者保護法に基づく内部通報制度が設けられているところであります。

昨年6月には、同法の改正などに鑑み、通報などを行うことができる方の範囲について、委託業務を含む、道との契約に基づいて行う事業に従事する労働者及び派遣労働者が加えられるとともに、昨年11月には、弁護士による外部窓口を設置するなど、制度の拡充が図られてきたものと承知しております。

○渡邊靖司委員 契約の相手方に通報制度を周知しているとのことですが、今回、不正事案を起こした受託者は、自社の職員にどのように周知をしていたのか、伺います。

○阿保財務指導課長 制度の周知についてであります。昨年6月に通報などを行うことができる方の範囲が拡大されたことを契機に、外部向けリーフレットなどを活用して、従業員に制度を周知するよう、各部局から、契約の相手方に対し、協力を依頼することとされておりますが、このたびの事案に関しては行われていなかったものと聞いております。

○渡邊靖司委員 道がせっかく内部通報制度を設けていても、受託者の末端の職員まで周知されていなければ、牽制機能の発揮は期待できないと考えます。

委託業務に関する道の通報窓口を明確にし、その事実を一般に周知することはもとより、受託者に対しても、不正を発見した者が安心して通報できる道庁の窓口や弁護士による外部窓口が存在することを受託企業の職員に周知徹底するよう、契約段階で義務づけるといった方法も考えられます。

道は、牽制機能の強化にどのように取り組む考えなのか、伺います。

○岩田出納局次長 制度の実効性の確保についてであります。法令違反等に関し、本制度の活用により内部の従業員等から通報を受け付けることは、事業者の法令遵守の推進や不正の未然防止を図る上で有効な手段と認識しております。

また、今回、過請求を行った2者に対しては、制度の周知が行われていなかったことも踏まえ、今後、業務委託契約の締結時に、受託者に対して配付する公的業務に関する基本的なルールや留意事項と併せまして、内部通報制度やその窓口について、従業員に分かりやすく周知されるよう、担当部局と連携して取り組んでまいります。

○渡邊靖司委員 今後の対応について伺います。

同一業者への委託契約が長年継続し、その間、道が不正を見抜けなかったことは、道に対する信頼を大きく揺るがす事態であり、こうした事案が、万一、繰り返されることになれば、道に対する道民の信頼は地に落ちると言っても過言ではありません。

道は、こうした状況に危機感を持ち、外部の有識者の方々の意見も伺い、従来の制度や運用等を見直すなど、再発防止に万全を期す必要があると考えますが、今後どのように対応するのか、伺います。

○武田浩光副委員長 会計管理者兼出納局長森隆司君。

○森会計管理者兼出納局長 今後の対応についてでございます。委託業務の適正な執行の確保に向けましては、業務の委託に関連する要綱や通知に沿った的確な事務処理を行うことはもとより、受託者に対する牽制機能を強化することが重要と認識をしております。

このため、出納局といたしまして、各部局に対し、先般、手続に関する新たな取組も含めた対応を通知し、その徹底を求めますとともに、職員に対する財務会計事務の研修内容を充実するなどして、適正な事務処理が行われますよう支援に取り組んでいるところでございます。

また、受託者に対しましては、契約書とは別に、公的な契約に関する基本的なルールや再委託の禁止など留意すべき事項の周知に加えまして、御指摘のありました内部通報制度との連携や的確な運用などを通じて牽制機能を強化し、同様の事案が繰り返されることのないよう不断に取り組んでまいります。

○渡邊靖司委員 委託事業に関わる不正防止対策について、提案を交えて伺ってまいりましたが、このような事態が繰り返されるようでは、道政に対する道民の信頼は地に落ち、解決を要する道政上の諸課題の解決にも大きな障害となりかねません。

このような認識に立ち、この件については、改めて知事の見解を伺いたいと思いますので、委員長、お取り計らいをよろしくお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。

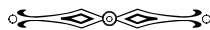
○武田浩光副委員長 渡邊委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

以上で通告の質疑並びに質問は終わりました。

総括質疑に保留された事項については本委員会において質疑を行うこととし、これをもって、出納局並びに通告のなかった人事委員会、監査委員所管に関わる質疑並びに質問は終結と認めます。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後2時33分休憩



午後2時50分開議

○内田尊之委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### 1. 総務部所管審査

○内田尊之委員長 これより総務部所管部分について審査を行います。

質疑並びに質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

今津寛史君。

○今津寛史委員 今津寛史です。

それでは、質問を始めさせていただきます。

初めに、人事政策についてであります。

少子・高齢化に伴う生産年齢人口の減少傾向や新規学卒者の減少が、道の職員採用にも大きな影響を及ぼしており、道では、応募者の確保に向けて様々な取組を行っているものと承知しています。しかし、若手職員の自己都合退職が毎年100名以上になっているほか、メンタルヘルス面での不調を来すものも増え、若手職員が長期療養者の3分の1以上を占めるなど、憂慮すべき状

況にあります。

こうした状況の背景には、職員採用を抑制してきた時期が長く続いたため、最近採用が増えている若手職員と高齢の職員をつなぐ、いわゆる中間層の職員が極端に少ないという職員構成も影響していると考えます。こうした職員構成を短期間に是正するのは容易ではありませんが、様々な新しい行政需要に的確に対応していくためには、職場内での若手職員や高齢職員が一体となってそれぞれの能力を発揮できる、誰にとっても働きやすい職場づくりを進めていく必要があると考えます。

そこで、今後の道の人事政策に関し、道の人材確保政策等について数点伺います。

初めに、職員の意見把握等についてです。

人事上の課題解決のためには、職員の意見を把握、分析し、人事政策に反映していくことが必要と考えます。道では、人事行政に関する職員の意見をどのように把握しているのか、まず伺います。

○内田尊之委員長 人事課長古田生介君。

○古田人事課長 職員の意見の把握についてでございますが、道では、人事施策を進めるに当たって、これまで、人事課と各部局の代表課との意見交換や、女性職員支援室の相談窓口、あるいは、研修時におけるアンケート調査などを通じて、職員や職場の意見や要望を把握しているほか、毎年度、人事課職員が振興局を訪問し、幹部職員や若手職員、女性職員、さらには、障がいのある職員や育児休業を取得した職員などとの意見交換会を行い、地域の職場実態や現場の声を直接聞くなどしているところでございます。

また、今年度は、こうした取組に加え、新たに、人事院が実施した国家公務員の公務職場に関する意識調査を参考としまして、10月から11月にかけて、簡易申請システムを活用して知事部局職員を対象としたアンケート調査を実施いたしまして、職場の雰囲気や上司のマネジメントのほか、勤務環境や処遇など55項目の満足度について職員の意識を把握するとともに、自由記述により人事施策に関する提案などを募集したところでございます。

この調査には、対象職員の44%の5522名から回答があり、また、受験者確保や女性活躍、職場環境の改善などに関し、1304件の意見やアイデアの提案があったところでございます。

○今津寛史委員 職員アンケート調査を実施したとのことですが、職員さんからはどのような意見が寄せられて、道はそのような意見をどのように認識しているか、伺います。

○内田尊之委員長 人事局長飯田滋君。

○飯田人事局長 職員からの意見等についてでございますが、このたび実施しました職員アンケート調査では、職場に関する様々な事項についての職員の意識を5段階評定により回答する方式とし、その結果を集計、分析することで、職場の魅力等に関する意識の傾向を把握しようとするものであり、法令遵守の意識や業務に対する責任感、仕事とプライベートの区別などの項目では肯定的な意見が多く、一方で、退職後の生活に対する不安や給与に対する満足度のほか、テレワークのしやすさ、業務量に見合った人事配置などの項目では否定的な意見が多い結果となったとこ

るでございます。

また、職員からは、子育て支援のための休暇制度の充実、育児や介護等、やむを得ない理由による離職者の再雇用の推進、職員の定着に向けた働き方改革の推進、管理職員のマネジメント能力を高めるための仕組みの導入などの意見やアイデアがあったところでございます。

道といたしましては、道庁を働きやすく魅力のある職場としていくためには、こうした職員の声を的確に把握するとともに、毎年度、職場環境に関する職員の満足度を定量的に捕捉するなどして人事施策に反映していく必要があるものと認識しております。

**○今津寛史委員** そのアンケートでは、管理職員のマネジメント能力を高める仕組みを導入すべきとの意見があったとのことですが、若手職員の離職防止や誰もが働きやすい職場づくりに向けては、各所属における管理職員のマネジメントが非常に重要です。

管理職員のマネジメント力の向上に関する道の取組について伺います。

**○古田人事課長** 管理職員のマネジメント力の向上についてでございますが、道では、管理職員としての自覚や職場管理能力の向上などのため、新任の課長補佐や課長を対象とした階層別研修によりまして、OJTによる部下育成法や職場を牽引するためのリーダーシップなどの習得を図っているところでございます。

また、若手職員の育成やコーチング手法、アンガーマネジメントなどのコミュニケーション力の向上や、タイムマネジメントなどの業務管理手法などを学ぶことができる能力開発研修を実施しておりまして、管理職員が自発的にスキルアップできるよう、こうした研修の受講についても促してきているところでございます。

さらに、毎年、本庁部長級や次長級職員を対象としたトップセミナーを開催いたしまして、第一線で活躍する民間企業の経営者や学識経験者の方々からの講演を通じて、幹部職員の知見を広げるとともに、変革の時代に対応できる組織マネジメント力の習得を図っているところでございます。

**○今津寛史委員** これまでも、様々、各種研修を実施してきたとのことですが、今後、管理職員のマネジメント力の強化に向けてどのように取り組んでいくのか、伺います。

**○飯田人事局長** 今後の取組についてであります。業務の効率的な実施や職員の人材育成など、管理職員のマネジメントは組織にとって大変重要であり、また、職員の価値観の多様化や政策課題の複雑高度化などに伴い、その担う役割も大きくなってきているものと考えているところでございます。

道では、これまでも、管理職員を対象とした研修の実施などによりマネジメント力の向上に取り組んできている中、国や他都府県では、組織全体のマネジメント力の強化に向け、部下職員が上司を評価する、いわゆる360度評価を取り入れている事例もあるものと承知しており、また、このたびの職員アンケート調査においても、職場環境の改善などに向けた管理職員のマネジメント力に期待する声も寄せられたところでございます。

こうした状況を踏まえまして、道では、よりよいマネジメントの在り方や具体的な手法を組織

に浸透させることができるよう、新たに、「管理職員のためのマネジメントテキスト」を作成し、管理職員一人一人に配付しますとともに、部下職員が上司のマネジメント状況をチェックし、結果をその上司に伝えることにより管理職員の気づきに活用する取組や、上司と部下が定期的に対一の対話を行い、職員の心理的安全性の確保につなげる取組を年度内に試行的に実施する予定であります。

道といたしましては、こうした取組を通じまして、管理職員のマネジメント力の向上や職場内マネジメントの一層の推進を図りながら、コミュニケーションの活性化や部下職員のモチベーションの向上など、職員一人一人が能力を最大限発揮することのできる職場環境づくりにつなげてまいりたいと考えております。

○今津寛史委員 アンケートの項目に戻りますが、育児や介護等、やむを得ない理由による離職者の再雇用の推進といった意見があったとのこと。職員の年齢構成の偏りを改善するためには、社会人経験者の採用はもとより、元道職員の方の採用も効果的であると考えます。

結婚や子育て等の事情で退職した職員の方の復職支援として、令和3年度から元道職員の採用を実施していると伺っていますが、これまでの採用実績について伺います。

○古田人事課長 ジョブ・リターン制度の採用実績についてでございますが、道では、獣医師や保健師、技術職など採用が厳しい状況となっている職種に関し、過去に知事部局において職員として勤務をし、子育てや介護などのやむを得ない事情により退職した方が復帰できるジョブ・リターン制度を令和3年度から導入しているところでございます。

これまでの採用実績といたしましては、令和4年度に、50代の獣医師と保健師、30代の薬剤師を1名ずつ、また、令和5年度に、50代の保健師、40代の農業普及職員を1名ずつ、計5名を採用しておりまして、男女別では男性1名、女性4名となっているところでございます。

○今津寛史委員 道では、ジョブ・リターン制度において、今まで5名の採用実績があるということでしたが、やはり、やむを得ない理由で退職した方が復職しやすい職場環境を整備していくことは、今後の人材獲得競争においても重要であると考えます。

元道職員の方の採用について、さらに拡大して取り組むべきと考えますが、今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

○飯田人事局長 ジョブ・リターン制度による人材確保についてであります。令和3年度から導入しておりますジョブ・リターン制度は、元道職員としての経験や専門性を有し、即戦力となる人材を採用できるとともに、道において不足しております中堅層職員の確保にもつながるといった点で有効な制度であると認識しております。

現在、この制度につきましては、獣医師や保健師といった選考職や技術職に限定し実施してきておりますが、近年、一般行政においても採用予定者数を確保できない状況が続いており、また、このたび実施しました職員アンケート調査においても、即戦力となる元道職員の復職をさらに進めてほしいとの意見が多くあったところでございます。

道といたしましては、こうした状況を踏まえまして、人材のさらなる確保を図っていくことが

【第1分科会 12月11日 第4号】

できるよう、これまで実施してきている職種に加え、一般行政についてもジョブ・リターン制度の対象とする方向で人事委員会と協議してまいります。

○**今津寛史委員** 次に、職種区分についてですが、いわゆる土木職員や建築職員など全国的に技術系職員が不足しており、道でも、技術職員の不足がなかなか解消されない状況にある中、採用確保に向けてどのような取組を行っており、どのように取り組んでいくのか、今後の取組についても伺います。

○**飯田人事局長** 技術職員の確保に向けた取組についてであります。道では、技術職員の確保に向けて、道内外の学校訪問や就職セミナーの実施、インターンシップの活用などに加え、職員採用ポータルサイトやパンフレットの配布など、様々な手法や機会を通じまして、道庁の技術職員の仕事の魅力ややりがいについてPRするなどの取組を行ってきているところでございます。

また、人事委員会が実施する採用試験においても、大卒程度の総合土木職に関して、民間企業を希望する方も受験しやすい方式である専門試験口述型を実施しており、今年度からは、その実施回数を年1回から2回に増やすほか、技術職員を対象としたジョブ・リターン制度を導入しているところでございます。

道といたしましては、本年11月に、知事自らが受験を呼びかけるメッセージ動画をSNSを通じて広く発信したところであり、こうした取組をさらに充実させるとともに、採用後における若手職員のサポート体制の構築や、専門性の向上などキャリア形成の取組、さらには、ワーク・ライフ・バランスの確立といった、職員が安心して働き続けることができる職場環境づくりを進めるなど、関係部局が一体となって必要な技術職員の確保に一層取り組んでまいりたいと考えてございます。

○**今津寛史委員** 働き方についてですが、アンケートの中では、テレワークのしやすさについては否定的な意見が多かったとのこと。多様で柔軟な働き方を推進するためには、在宅勤務をはじめとしたテレワークをこれまで以上に推進することが必要と考えます。

テレワークの推進に向けて、これまで道はどのように取り組んでいるのか、伺います。

○**内田尊之委員長** 職員活躍担当課長兼人事局参事阿部真理君。

○**阿部職員活躍担当課長兼人事局参事** 職員のテレワークの推進についてでございますが、道では、これまで、モバイルパソコンや公用スマートフォンを活用したテレワーク環境の整備のほか、テレワークデイズの実施や実践事例集の配付など、積極的なテレワークの活用に取り組んできたところでございます。

また、今年度は、これまでの取組経過も踏まえ、8月から9月までの期間、テレワークの実施場所の拡大に向け、セキュリティー環境が整った旅行先のホテルや親族の住宅等での試行的な実施に取り組むとともに、11月には、国のテレワーク月間に合わせ、「テレワークを実施したいときに実施できる職場環境づくり」をテーマとし、各所属が課題解決に向けた取組を議論する機会を設けたところでございます。

さらに、先進的な取組を行っている企業の協力をいただき、テレワークの実施率が低い職場

や、業務がテレワークになじまないとしている職場の職員等を対象に講演やワークショップを行うなど、テレワークの一層の定着に向けた取組を進めてきているところでございます。

○**今津寛史委員** テレワークの定着に向けた取組を進めているということではありますが、在宅勤務をはじめとするテレワークを推進する際には、職員の方に新たな経済的な負担が生じないように配慮することが必要です。

国では、令和6年度から在宅勤務等手当が新設されるものと伺っておりますが、こうした国の新たな動きも踏まえ、道では、在宅勤務の推進に向け、今後どのように取り組むのか、伺います。

○**内田尊之委員長** 給与サービス担当課長菅井信宏君。

○**菅井給与サービス担当課長** 在宅勤務に係る手当などについてではありますが、国においては、公務におけるテレワークの普及に伴い、在宅勤務に伴う職員の光熱水道費等の費用負担を軽減するため、今般、一般職の職員の給与に関する法律を改正し、一定期間以上継続して在宅勤務を行った場合に、月額3000円を支給する在宅勤務等手当を新たに設け、令和6年度から適用するとしたところであり、あわせて、地方自治法の改正により、地方公共団体においても在宅勤務等手当を支給できるとされたところでございます。

また、国においては、テレワーク実施に係る基本的な考え方や勤務管理、健康管理等に関するガイドラインを年内にも策定することとしており、道といたしましては、こうした国の動きや法改正の趣旨を踏まえ、今後の在宅勤務の運用の在り方や手当の措置について必要な検討を進め、職員のテレワークの円滑な実施や負担の軽減が図られるよう努めてまいります。

○**今津寛史委員** 複雑化かつ高度化する様々な行政課題に迅速かつ的確に対応していくためには、優秀な人材の確保や若手職員の離職防止、さらには、全ての職員が働きやすい環境づくりが重要であると考えます。

道は、今後、あらゆる方策を駆使し、道行政を担う職員の確保に取り組む必要があると考えますが、どのように取り組んでいくのか、今後の道の人材確保政策について伺います。

○**内田尊之委員長** 総務部職員監谷内浩史君。

○**谷内総務部職員監** 今後の対応についてではありますが、近年、人口減少に伴う労働力不足や多様な働き方に対する意識の高まりなど公務職場を取り巻く環境が変化している中、将来にわたって質の高い行政サービスを提供していくためには、多様な人材を安定的に確保していくことが重要であります。

このため、道では、道職員を目指す学生等の増加に向けた、ポータルサイトやインターンシップ等を通じた採用PR活動の充実や、社会人経験者の採用、元道職員の復職制度の拡大など、即戦力となる人材の確保を進めてきているところであります。

また、スマート道庁の取組を通じました多様で柔軟な働き方やワーク・ライフ・バランスの推進、さらには、管理職員のマネジメント能力の向上による人材育成や業務の効率的な実施など、職員が意欲を持ちながら安心して働き続けられるための取組を進めてきているところでございま



す。

道といたしましては、今後とも、職員の意見なども取り入れながら、道内外へ道庁の仕事の魅力を積極的に発信するとともに、職員が働きやすい職場環境づくりに取り組むなどしまして、意欲と能力にあふれる多様で優秀な人材の確保に努めてまいります。

○今津寛史委員 次に、財政運営について伺います。

道は、このたび、来年度以降の収支対策の方向性を公表いたしました。これに関連し、我が会派の同僚議員が代表格一般質問で来年度予算編成に臨む知事の姿勢を伺った際に、知事からは、財政健全化に切れ目なく取り組みながら、北海道をさらに前に進める政策を進めていく旨の答弁をいただいております。

他方、道が示した収支見通しでは、収支の状況は全体として悪化するなどの懸念もあるため、以下、道の財政運営について伺ってまいります。

初めに、収支対策の基本的な考え方です。

今回示された収支見通しでは、来年度の収支不足額が令和以降では最大となる490億円となる見通しです。平成18年度に収支不足額が最大2150億円あったことを思えば、そこまでの規模ではないとの見方もあるかもしれませんが、令和に入り、コロナ禍、物価高騰の中でじわじわと収支不足が拡大しており、改めてしっかりとした対応が必要と考えます。

そこでまず、こうした状況で示された収支対策の方向性について、どのような考え方で取りまとめられたのか、伺います。

○内田尊之委員長 財政課長松林直邦君。

○松林財政課長 収支対策についてであります。道財政は、人件費の増加などにより、来年度の収支不足額が令和以降最大となる見込みにあるほか、実質公債費比率も高い水準で推移するなど、厳しい状況が続く見通しでございます。こうした厳しい財政状況にあっても、本道を取り巻く社会経済情勢の変化に今後も機動的かつ的確に対応していくことが求められており、そのためにも持続可能な財政構造を確立していくことが必要でございます。

こうした考えの下、道といたしましては、このたびお示しをいたしました収支対策の方向性に沿って、収支不足額の縮小や実質公債費比率の改善などに計画的に取り組んでいくこととしたものでございます。

○今津寛史委員 次に、今後の懸念事項について伺います。

我が会派では、これまでの議会議論の中でも、当初予算編成に向けた懸念事項を幾つか指摘をしてきました。その一つに金利があります。日銀の政策変更を受けて、昨年12月以降、長期金利は上昇し、道債の調達コストも増加しているものと考えます。

道債の利子支払い、予算上、国債の積算金利を用いていますが、国は、来年度予算の概算要求で金利を1.1%から1.5%に引き上げましたので、このままであれば、道債償還費の見通しも上方修正を迫られることになります。

第3回定例会予算特別委員会における我が会派の同僚議員の質問に対する答弁では、仮に、令

和5年度予算の積算金利を1.5%に置き換えた場合、道債償還費は約20億円程度増加するとのことであり、影響が懸念されますが、道は今後どのように対応していくのか、直近の金利動向も含めて伺います。

○松林財政課長 道債償還費についてであります。今年度の道債の発行金利は、期間10年の債券では、4月の0.765%から10月には0.895%になるなど上昇傾向にあり、直近の12月は0.861%となっているところでございます。

道債の予算積算金利は、国債の予算積算金利を踏まえて設定しておりますことから、今後、国の予算編成を踏まえ、道債償還費の見通しを精査する必要がございます。

道といたしましては、金融市場の動向等を注視しながら、安定的かつ有利に道債を発行できるよう努めるとともに、引き続き、新規道債発行の抑制などを通じて道債償還費の抑制に取り組んでまいります。

○今津寛史委員 次に、物価の動向についてであります。

政府は、デフレの脱却に向けた政策に力を入れており、日銀も、物価が安定的に2%を上回るまで緩和的な金融政策を維持する考えを示しています。最近では、物価高騰対策が求められるほど物価が上昇しており、国や日銀が目指しているような安定的な物価上昇が定着するとした場合、道の道債償還負担は実質的に軽減されると考えます。

道は、こうした物価動向が、財政運営にどのような影響を与えると考えているかについて伺います。

○松林財政課長 物価動向の影響についてであります。このたびお示しした収支見通しでは、道債償還費が高止まりする中、今年度予算で増加した物価高騰に伴う経費を引き続き見込んだ上で、給与改定による人件費の増加などを反映した結果、来年度以降も多額の収支不足額が発生する厳しい状況となっております。

物価の動向と道債償還費の負担との関係性を一概に申し上げることは難しいところがございますけれども、道財政は引き続き厳しい状況にあることから、実質公債費比率の改善といった財務体質の改善や収支不足額の縮小など、引き続き、財政健全化に向けた取組を進めていくことが必要と考えてございます。

○今津寛史委員 少子化対策についてです。

国は、次元の異なる、いわゆる異次元の少子化対策の内容や財源などについて、年末までに具体的にすべく検討を進めています。

道は、国のこうした動きに伴う歳入歳出への影響について、当初予算編成の過程で精査することですが、主にどのような影響が想定されるのか、伺います。

○松林財政課長 国による少子化対策の充実についてであります。国のこども未来戦略方針では、少子化対策の強化に向けて、今後3年間で集中的に実施する具体的な施策が示されたところでございます。

このうち、道の歳入歳出への影響が想定される主なものといたしましては、児童手当の拡充が

【第1分科会 12月11日 第4号】

考えられますが、所得制限の撤廃や支給期間の延長などが議論されておりまして、これらに伴う国と地方の負担の在り方や財政措置などについて、国の動向を注視する必要があるところがございます。

このため、道といたしましては、国が示したその他の施策や地方が単独で実施する少子化対策も含めて、必要な財源確保について、全国知事会などとも連携しながら、国に強く求めているところでございます。

○今津寛史委員 次に、財政調整基金についてです。

道は、今定例会冒頭に提案された補正予算の財源として、財政調整基金からの繰入れ、つまり財政調整基金の取崩しを行っており、第3回定例会後の年度末見込みである349億円からさらに残高が減少していると考えます。今回示された収支見通しでは、令和6年度、7年度において、収支対策を講じて、なお120億円から170億円の不足額が生じるとされており、基金の活用は避けられないと考えます。

今定例会の補正予算を踏まえると、年度末残高はどの程度になるのか伺うとともに、今後の積み増しについてどう考えているのか、伺います。

○内田尊之委員長 財政局長木村敏康君。

○木村財政局長 財政調整基金についてであります。今定例会に提案いたしました補正予算の財源として約26億円を活用することとしており、令和5年度末の残高は約323億円となる見込みであります。

一方、このたびお示しした収支見通しにおきましては、令和6年度及び7年度において、行政改革推進債などの発行や歳出削減といった収支対策を講じて、なお多額の収支不足額が生じる見込みにありますことから、当初予算編成におきましては、歳入歳出の徹底した精査を行った上で、財政調整基金の活用などにより収支均衡を図る必要があります。

財政調整基金は、経済事情の変動等による大幅な歳入減などへの備えや、中長期的な視野に立った財政運営を行うためにも重要でありますことから、道といたしましては、歳入の確保や効率的な予算執行による経費節減に一層努めることなどにより財源を捻出しながら、基金残高を確保できるよう取り組んでまいります。

以上です。

○今津寛史委員 来年度の予算編成に向けて、知事は、北海道を前に進める政策を進めていく旨の答弁をされています。

道の財政収支が悪化し、さらなる悪化の懸念はあるものの、積極的な施策展開に制約が生じないよう、メリハリをつけながら予算編成を行うべきと考えます。

道は、どのように予算編成を進めていくのかについて伺います。

○内田尊之委員長 総務部長兼北方領土対策本部長山本倫彦君。

○山本総務部長兼北方領土対策本部長 来年度の予算編成についてであります。道財政は、来年度の収支不足額が令和以降最大となるなど、引き続き厳しい状況にありますことから、このた

び、歳出削減や歳入確保などといった、今後2年間における収支対策の方向性をお示したところでございます。

一方で、今後の財政運営に当たりましては、物価高騰などにも対処しながら、本道を取り巻く社会経済情勢の変化に適切に対応していくことが重要でございます。

道といたしましては、この方向性に沿いまして、歳入確保はもとより、施策や事務事業の徹底した精査や、スクラップ・アンド・ビルドを通じた歳出の削減、効率化に取り組むことによりまして、優先度の高い施策に、限りある行財政資源を効果的、効率的に配分しながら、来年度の予算編成を進めてまいります。

**○今津寛史委員** 次に、赤れんが庁舎のリニューアルについて伺います。

先日の委員会会で、赤れんが庁舎リニューアルに係る展示基本設計案について報告がありました。

現在、赤れんが庁舎については、令和7年度のオープンを目指し、改修工事等を進めており、北海道の顔として、赤れんが庁舎がどのようにリニューアルされるかに関心が高まっています。

そこで、赤れんが庁舎のリニューアルについて、数点伺います。

まず最初に、基本的な考え方について、この展示基本設計案についてですが、道は、どのような考えの下にこの案を検討してきたのか、基本的なコンセプトについて伺います。

**○内田尊之委員長** 財産課長平田健男君。

**○平田財産課長** 展示基本設計案についてであります。道では、平成31年3月に策定した赤れんが庁舎リニューアル基本指針において、あらゆる人が楽しめる場、道内各地と連携する場、北海道ブランドを世界に向けて発信する場という利活用コンセプトを設定し、赤れんが庁舎の重要文化財としての価値や、北海道の歴史、文化、自然環境の魅力などを伝える展示、また、道内各地の観光情報などの発信を通じて、国内外から来訪される方々に道内各地の周遊へと促す歴史、文化、観光情報の発信拠点となるようリニューアルを進めているところでございます。

これらを踏まえ、館内の各部屋の展示について、外部有識者からも助言をいただきながら、デジタル技術や映像なども積極的に取り入れた展示方法などを検討し、展示基本設計案として取りまとめたところでございます。

**○今津寛史委員** 現在でも多くの外国人の方にいらっしゃっていただいておりますが、リニューアル後には、またより多くの外国人の方の来館が予想されます。

展示内容について、どのように外国人の方にも理解していただけるようにするのかについて伺います。

**○平田財産課長** 外国人観光客への対応についてであります。リニューアル後の赤れんが庁舎においては、あらゆる人が楽しめる場との利活用コンセプトの下、年齢、国籍、言語、障がいの有無などにかかわらず、赤れんが庁舎を訪れる全ての方が、北海道を学び、楽しめる場を目指すこととしているところでございます。

赤れんが庁舎は、国内外から注目される道内有数の観光スポットであり、リニューアル後にお

【第1分科会 12月11日 第4号】

いても、多くの外国人観光客が見込まれますことから、館内における案内は、多言語で表示するほか、このたび整備する展示物は、デジタル技術の活用により、英語や中国語など複数の言語で解説を行い、外国人の方々も展示内容を深く理解できるよう取り組んでいく考えてございます。

○**今津寛史委員** 次に、利用料金についてですが、リニューアル後の赤れんが庁舎は、指定管理者制度を導入し、民間事業者のノウハウを活用して、利用者の満足度の向上や、利用料金等での収益の獲得による自立性の高い施設運営を目指しているものと伺っております。

先月16日の道有財産等有識者会議では、入館料も含めた利用料金をどのように設定するのが大事であり、特に入館料については、入館者数が減少することもあるのでしっかりと議論する必要がある等の問題提起がなされています。

道は、これに対しどのように対応するのか、所見を伺います。

○**内田尊之委員長** 財産担当局長清水章弘君。

○**清水財産担当局長** 利用料金についてでございますが、赤れんが庁舎のリニューアルに当たりましては、その歴史的価値や魅力をさらに高めていく必要があると考えております。

そのためには、民間のノウハウを最大限活用できる指定管理者制度により管理運営していくことが適当と考えておりますが、指定管理者が持続的に運営をしていくためには、利用料金の設定など収益性を高める工夫が必要となります。

利用料金につきましては、赤れんが庁舎リニューアル基本指針に基づき、リニューアル後は、庁舎2階の催事スペースや地階の道民活動を支援するスペースなどに設定を検討しているところでありますが、先月16日に開催した道有財産等有識者会議におきまして、入館料についてもしっかりと議論が必要との御意見をいただいたところでございます。

道といたしましては、有識者会議の御意見を踏まえ、来館される方々から応分の御負担をいただくことも含め、他の重要文化財施設の状況調査や、入館料徴収に伴うメリット、デメリットの整理なども行いながら、利用料金の在り方につきまして、引き続き検討する必要があると考えております。

○**今津寛史委員** 赤れんが庁舎は、言うまでもなく本道を代表する観光スポットです。本道の歴史、文化、観光情報を発信する拠点として機能すべきと考えます。

今後、リニューアルする赤れんが庁舎をどのように活用し、どのように運営していく考えなのか、今後の取組について伺います。

○**山本総務部長兼北方領土対策本部長** 今後の対応についてでございますが、赤れんが庁舎は、重要文化財として国の指定を受けた本道を代表する歴史的建造物でありまして、リニューアル後におきましても、国内外から多くの方々に来訪していただくことが重要であると考えております。

このため、リニューアル後の赤れんが庁舎におきましては、民間の創意工夫を生かした指定管理者の管理運営の下、本道の歴史、文化を伝える展示や、道内各地の観光情報の発信を行うとともに、歴史的空間を生かした催事スペースや道産品のセレクトショップ及び飲食スペースを設けるほか、前庭も含めまして様々な機能やスペースを有効に活用することとしております。

道といたしましては、赤れんが庁舎が訪れる方々にとって魅力的な施設として持続的な運営が図られますよう、引き続き、令和7年度のリニューアルオープンに向けまして取組を進めてまいります。

○**今津寛史委員** 続いて、土地信託事業に関して数点伺います。

最初に、道の当事者意識についてです。

先日の我が会派の代表格質問の中で、知事は、プレスト1・7の取扱いについて議会議論を重ねる中で、諸課題があったことについて指摘を受けたと淡々と述べられました。知事に就任する以前から、長期間にわたってこの事業は継続していたとはいえ、この事業を担う知事としての当事者意識がほとんど感じられませんでした。たとえ道議会の議論がきっかけであっても、道自らが課題を見だし、その課題に自らの問題として向き合う覚悟や姿勢が組織の長として求められると考えます。

知事が当事者意識を欠いた中で、なぜ道民から負託された道有財産を適切に管理できるのか、理解はできません。道の見解を伺います。

○**清水財産担当局長** 信託財産の管理などについてでございますが、道といたしましては、行政の継続性を基本としながら、情勢の変化にも適切に対応して行政運営を進めていくことが重要と認識いたしております。

プレスト1・7に関する信託財産の現況及び運営状況につきましては、受託行と連携し、日頃から情報共有を図ってきましたほか、毎年度、提出される事業実績報告書等によりまして把握してきたところでございます。これらを踏まえまして、受託行に対して、入居率の維持や管理コストの縮減など、収支改善を図るよう要請するなどして信託財産の管理に努めてきたところでございます。

なお、道有財産の管理につきましては、関係部局との連携も含め、組織として一体的に対応することが重要と考えてございます。

○**今津寛史委員** 責任の自覚についてなのですけれども、30年以上に及ぶ土地信託事業の契約当事者である道の対応を、昨年の事業総括を含めて振り返ると、ごく一部の職員の方に任せっきりとの印象が強く、道庁が組織としてこの問題に一体感を持って取り組んできたのかについては疑問を感じざるを得ません。

例えば、信託配当が当初計画で見込んでいた水準を大きく下回る状況を確認したのは、信託契約開始から僅か数年後であり、その後、信託配当額が支払われなくなり、その状態が20年以上も続いています。早い段階で組織全体としての課題の共有を図るとともに、経営状況を積極的に道議会や道民の方々に明らかにし、抜本的な見直しを検討することも可能だったと考えます。

計画との間に大きな乖離があるにもかかわらず、有効な打開策を打ち出せず今日まで運営されてきたことを見ても、組織として一体となって取り組む意識の希薄さ、責任感の欠如を感じざるを得ません。

先日の知事の答弁では、これまでの対応が十分でなかったことを重く受け止める旨の答弁でし

【第1分科会 12月11日 第4号】

たが、組織の長としての責任の自覚が問われます。土地信託事業に関するこれまでの対応について、どのように重く受け止めているのか、改めて道の見解を伺います。

○山本総務部長兼北方領土対策本部長 これまでの道の対応についてであります。これまで、道議会と真摯な議論を重ねる中で、事業を開始した平成3年当時の信託配当の当初計画と実績とに大きな乖離が生じたこと、そうした経緯なども含めまして道民の皆様への丁寧な情報発信が不足していたこと、立体駐車場の更新の具体的な発生時期や費用といった重要な情報の把握など財産管理上の課題があったこと、こうした点につきまして御指摘をいただいているところでございます。

道といたしましては、これらの御指摘に至ったことを踏まえまして、事業総括の取りまとめを含めたこれまでの道の対応が十分ではなかったことを重く受け止めまして、今後、道有財産は道民の皆様のご貴重な財産であるとの認識の下、その有効活用がより図られるよう、適切な管理や道民の皆様への丁寧な情報発信に努めていく必要があるものと考えております。

○今津寛史委員 関係部局との連携についてですが、事業総括後の前後の対応を見ても、総務部内での特定部局だけで進められており、他の部局と十分に連携して取り組む姿が見られません。道庁組織全体として、統一的、一体的に取り組もうとする意思を感じられないのですが、区分所有者であると同時に、道の中小企業政策に大きな役割を果たしている商工関係団体との対応などを見ていると、中小企業施策担当部との連携の乏しさも目立ちます。

仮に、道がプレスト1・7の土地、建物を売却するとなれば、この土地に借地権を有し建物を区分所有している商工関係団体がどのような状況に置かれるのか、道は団体の立場に立って考える必要があるはずで

道が信託受益権を売却する場合、関係団体の安定的な運営に少なからず影響があることを考えれば、契約満了をもって売却するとした事務的な事業総括にはならなかったはずであり、商工政策担当部や区分所有者である商工団体と膝詰めの議論がなされ、善後策が練り上げられ、合意形成が図られてから事業総括に進む必要があったと考えます。

道は、事業総括を含め、信託事業期間中の庁内関係部局との連携について、どのような認識を持っているのか、反省すべき点はなかったのかについて伺います。

○平田財産課長 庁内の連携についてであります。プレスト1・7は、「道庁西地区の整備構想」により旧中小企業会館から移転してきた商工関係の6団体が区分所有者として入居していることも踏まえ、事業総括の取りまとめに向け、庁内関係部と情報共有を図りながら対応してきたところでございます。

一方で、区分所有者との調整に時間を要し、当初の信託期間を延長する状況となったことをしっかりと受け止め、今後は、これまで以上に関係部との連携が必要であると認識してまいります。

○今津寛史委員 次いで、長期的な視点についてですが、これまでの道から示された資料などを見ると、事業総括段階では漠然としていた将来のリスクについても、我が会派からの再三の資料

提供要請に応じる中で、次第に具体的なリスクとして捉え、その情報を明らかにするようになってきました。劣化が進む立体駐車場の改修ないし更新の経費が巨額に上ることなどは、その典型的な例であります。そうした意味では、昨年の事業総括を含め、土地信託事業に関するこれまでの道の対応が近視眼的な目先の対応に終始していた印象は拭えません。

人事異動がある道庁では、比較的短期間に担当職員が交代することは避けられませんが、そうであればなおのこと、遠い将来を見据えた道有財産の管理や利活用、さらには、そのための職員の育成や人事配置等を戦略的、計画的に実施していくことが求められると考えます。

先ほどから伺ってきた道庁の組織としての課題をしっかりと認識した上で、今後、改修や活用方法の見直し等が避けられない多くの道有財産の管理等が適切に行われますよう、どのように取り組んでいく考えなのか、見解を伺います。

**○清水財産担当局長** 財産管理などについてでございますが、道では、行財政運営の基本方針やファシリティマネジメント推進方針に基づき、建築物の長寿命化改修や、中長期的な視点での効果的、効率的な庁舎の有効活用の検討など、庁舎等のストックマネジメントの取組を推進するとともに、未利用地等の売却や貸付け、建築物のネーミングライツや広告掲載による財産の利活用のほか、スマート道庁の取組によるオフィス改革など、道有資産の有効活用を図ることとしております。

こうした取組の円滑な推進などを図るため、関係部局により構成する道有財産等有効活用促進会議におきまして全庁的な情報共有などを行っておりますほか、道有財産等有識者会議において、地方自治、財政、建築、まちづくり、経営など幅広い見地から、外部有識者の助言などをいただいているところでございます。

道といたしましては、プレスト1・7に関する議論で御指摘いただいた点も踏まえ、道民の皆様の貴重な財産の一層の有効活用が図られるよう、全庁横断的な視点に立って、こうした枠組みの積極的な活用を通じ、道有財産等の現状把握を行った上で、その取得、管理、処分等を効果的に進めてまいります。

**○今津寛史委員** 最後に、今後の対応等についてですが、まず、信託契約終了を念頭に置いた準備についてです。

現在の土地信託事業の契約終了時期は、受託行との協議を経て1年延長されたものの、来年10月末には契約が終了することとなっており、再延長は行わないということで合意していると伺っております。

そうすると、来年10月末を念頭に置いた準備を進める必要があると考えますが、それぞれのケースごとに、具体的にどのような準備が必要なのか、スケジュール感を含めて伺います。

**○平田財産課長** 今後のスケジュールについてであります。売却、または保有、いずれの場合においても、新たに管理する者がビルの管理運営を適切に行えるよう、現所有者である受託行から管理運營業務に係る引継ぎを行う必要があります。これには数か月の期間を要するとされ、来年10月末の信託期間満了までに完了する必要があります。



【第1分科会 12月11日 第4号】

このため、まず、信託受益権を売却する場合には、来年度の当初予算案に売却収入を計上するとともに、来年1月に2段階方式による一般競争入札として公告し、入札参加資格の審査等を行った後、3月に企画提案の審査を行って入札参加者を絞り込み、4月に入札を実施し、落札者と仮契約の締結を経て、第2回道議会定例会に財産の処分に係る議案を提案、議決を得た上で、7月に本契約を締結することを見込んでございます。

次に、道が信託財産を引き継ぎ、保有する場合には、来年11月以降、テナント管理や施設管理、資金管理などの業務のほとんどを外部委託する必要があることから、来年度の当初予算案に所要の経費を計上した上で、4月に入札公告を行い、6月に入札を実施の上、7月に契約を締結することを見込んでございます。

以上でございます。

○今津寛史委員 いずれにしても、スケジュール的にはかなりタイトな状況となっていると思います。

道として、今後、信託契約終了後の対応方針についてどのように考えているのか、最後に総務部長に伺います。

○山本総務部長兼北方領土対策本部長 今後の対応についてでございますが、道では、昨年2月の事業総括の取りまとめから1年半以上が経過したことや、道議会での御議論も踏まえまして、改めて外部有識者の方々から御意見をお伺いし、社会経済情勢や不動産市況の変化等を確認するとともに、今後の取扱いにつきまして、複数のケースを想定した収支試算なども行い、さらには、道有財産等有識者会議から信託財産の取扱いにつきまして御意見をいただき、これらを道議会に報告させていただいたところでございます。

道といたしましては、道議会での御議論も含めたこれまでの対応経過などを十分に踏まえながら、信託財産の取扱いに関する最終的な考え方を早急に取りまとめ、お示ししてまいりたいと考えております。

○今津寛史委員 この問題に関する知事の認識、事業総括などを契機として明らかになった道の組織運営上の問題、契約終了後の取扱いについては、やはり、改めて知事の見解を伺いたしたいと思いますので、委員長のお取り計らいをよろしくお願い申し上げまして、私の質問を終わります。

○内田尊之委員長 今津委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

武田浩光君。

○武田浩光委員 それでは、通告に従い、順次質問してまいります。

北方領土の問題についてでございます。

北方領土の返還は、私たち道民にとっての悲願であります。しかしながら、今日なお、北方領土問題を解決し、日ロ間で平和条約を締結するという国民の悲願達成のめどは立っておりません。それどころか、ロシアによるウクライナ侵略以降、かえって後退していると言わざるを得ません。

そこで、以下、数点、北方領土問題対策についてお伺いいたします。

まず、戦前の北方四島の居住者の数と、現段階での元居住者の数について何うとともに、元居住者の平均年齢についてお伺いいたします。

あわせて、現在の元居住者の2世、3世、4世の数についてもお伺いいたします。

○内田尊之委員長 共同経済活動担当課長白石奈美路君。

○白石共同経済活動担当課長 元居住者の数などについてであります。北方四島の元居住者の数は、千島歯舞諸島居住者連盟の調べによりますと、いわゆる旧漁業権者法の平成18年の改正により新たに居住者となった者を含め、1万7635人となっております。うち、令和5年11月30日現在で御存命の方は5520人であり、その平均年齢は87.5歳となっております。

また、元居住者の世代別の数については、元居住者の子どもに当たります、いわゆる2世が1万6374人、孫に当たる3世は1万2721人、ひ孫に当たる4世は297人となっております。

○武田浩光委員 ただいまお伺いいたしましたように、元居住者は激減をいたしておりますし、平均年齢が87.5歳ということで、平均年齢もかなり上がっております。粘り強く北方領土返還要求運動を行っていくためにも、元居住者だけではなく、やはり、その2世、3世の方々、今の答弁からいくと、2世と3世を合わせると約3万人ぐらいいらっしゃるといことになりますから、やっぱり、幅広で運動を進めていくためにも、この2世、3世の方々の生活を守っていくことも重要と考えます。

独立行政法人北方領土問題対策協会は、こうした方々の生活の安定を図るための融資制度を実施していると聞いておりますが、この制度とはどのようなものなのか、お伺いをいたします。

○白石共同経済活動担当課長 元居住者等に対する融資制度についてであります。この融資制度は、現在もなお四島で生活することができないという元居住者の特殊な状況に鑑みまして、旧漁業権者法に基づき、北方領土問題対策協会が、修学資金など生活に必要な資金等を低利で融資しているものでございます。

○武田浩光委員 今、元居住者の特殊な状況に鑑み、北方領土問題対策協会、通称・北対協と言いますけれども、この北対協が生活資金を低利で融資しているというふうに答弁がございました。しかし、この北対協の融資制度は非常に形骸化しているということが今問題になっております。

北方領土問題が解決しないまま戦後約80年近くが経過をいたしまして、元居住者のみならず、後継者のほうも高齢化をいたしまして、生活の安定のための資金需要というのは年々減少をしているというふうに伺っています。現行では、承継は一度きりというふうにされておりますが、制度を有効に活用していくためには、融資資格者の範囲を抜本的に見直す必要があるというふうに思いますが、道の見解をお伺いいたします。

○内田尊之委員長 北方領土対策局長中島竜雄君。

○中島北方領土対策局長 融資資格の承継についてでございますが、現行制度では、元居住者等から融資資格を承継できるのは、後継者のうち原則1人、また、承継は一度きりとなっております。

ます。

このことにつきまして、千島連盟は、後継者のうち融資資格を得ている者は全体の1割にも満たない状況となっており、不公平な仕組みであるとして制度の見直しを求めているものと承知してございます。

融資制度の見直しに関して、国は、従来から、現行法の趣旨や目的も含め検討する必要がある、まず立法府においてしっかり議論されることが重要としているところでありまして、国における今後の議論を注視していく必要があると考えております。

**○武田浩光委員** 先ほど言っていた旧漁業権者法は、昭和36年の制定時には元居住者のみに対する融資制度であったものが、平成8年に生前承継者を認めることになりまして、さらには、平成20年に死後承継者も融資資格者とされてきた経緯がございます。しかし、ただいまの答弁にありましたとおり、それでもなお、現行では融資資格を承継できるのは、後継者のうち原則1人、承継は一度きりというふうになっています。

先ほど、この後継者というのは、2世、3世、4世だということを聞きましたけれども、要は、元居住者の子、または孫、ひ孫ということでございます。子が融資を受けていれば、孫は受けることができませんし、さらには、2世である子どもが、もしくは孫が、きょうだいが存在していたというふうになれば、これは複数いれば、きょうだいのうち1人しか融資の資格者になることができないという、先ほどもお話がありましたが、千島連盟のほうでも言っているように、本当に公平性に欠ける制度であるというふうに言えると思うのです。

融資資格を承継した後継者も高齢化しておりまして、資金需要は減退する一方で、真にこの制度を必要とする世代には融資資格がないというのが現状です。令和4年度には、この制度を利用した後継者は僅か96人で、北対協が用意をした融資枠の14%程度しか使われていないという現状があります。

後継者だから、要は、元島民、元居住者の後継者だから、北方領土返還要求運動に参加するのは当たり前というような考え方は甘い考えですし、今の若い世代にはだんだんと当てはまらなくなってきております。融資資格者の対象を広げて、運動の裾野を広げていくことが最も重要であるというふうに考えます。

ウクライナ侵略以降、ロシアがビザなし渡航などを打ち切った現在、返還要求運動は国内の運動維持と拡大、これが課題となっております。後継者が少しでも運動に参加しやすい環境をつくるためにも、承継の仕組みを見直して、融資を望む後継者全てが資格者となるよう、道が国に求めていくべきというふうに考えますが、見解をお伺いいたします。

**○中島北方領土対策局長** 国への要望についてでございますが、北対協が実施いたします融資制度につきまして、千島連盟では、元島民や後継者がこの制度を有効に活用していくためにも、全ての後継者が融資資格を得られる仕組みとするよう制度の見直しを求めていると承知しております。

道では、元島民や後継者の支援に関しては、関係者の皆様の気持ちに寄り添い、取組を進めて

いくことが大切と考えておりまして、今後とも、千島連盟と連携いたしまして、元島民の皆様等への支援につきまして、国に対し要望を行ってまいりたいと考えてございます。

○武田浩光委員 これまで、千島連盟など、北対協の融資制度の対象となる元島民や後継者の方々が、広報啓発活動ですとか語り部など、北方領土返還に向けて様々な取組を行ってきております。

確かに、外交というのは国の問題であります。北方領土を行政区域に抱える北海道においても、北方領土返還要求運動を継続し、国民に広く周知していかなければならないと考えます。

道の今後の取組についてお伺いをいたします。

○内田尊之委員長 総務部長兼北方領土対策本部長山本倫彦君。

○山本総務部長兼北方領土対策本部長 返還要求運動の取組についてであります。日ロ関係は依然として厳しい状況でございますけれども、こうした状況にあるからこそ、北方領土返還に向けた世論を喚起し、国民一丸となって政府の外交交渉を後押ししていくことが重要でございます。

道では、多くの方々に北方領土問題に対する関心や理解を深めていただけるよう、北方領土をテーマとしたポスターを全国に配布するほか、年間を通してSNSなどの多様なメディアを活用した国内外への情報発信など、様々な啓発活動を実施しております。

道といたしましては、今後とも、悲願である北方領土の返還に向け、元島民や後継者の皆様と一層連携し、幅広い啓発活動を展開するなど、粘り強く返還要求運動を進めてまいります。

○武田浩光委員 今、部長からの答弁にございましたように、日ロ関係は大変厳しい状況でございます。しかし、厳しいからといって、私たち道民がこの返還要求運動を停滞させてはならないというふうに思っております。

今年の4月に、ロシアは、一方的に千島連盟を好ましからざる団体というものに指定をいたしました。これによって、元島民による墓参事業などは再開の見込みが分からない状況というふうになりましたが、少しでも早い解決に向けて返還要求運動を進めていただきたいというふうに思っております。

また、今、元島民や後継者への支援に関しまして質問してまいりましたが、やはり、私たちにとっても悲願ではありますが、その主体となるのは元島民で、そして、高齢になってきて亡くなる方もいる中で、それを2世、3世、4世へときちんと確実に引き継いでいくためには、やはり、その部分の運動も必要になる。しかし、もう2世も高齢なのです。高齢になってくれば、やはり、その生活を支えていく3世の生活をどうするのか、そのために用意をされた北対協の融資枠だというふうに思っております。

先ほどの答弁の中でも、国に要望していくというふうにありました。ぜひ、しっかりとこれら関係者の方々の気持ちに寄り添った取組を行っていただくことを求めて、質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○内田尊之委員長 武田委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

藤沢澄雄君。

○藤沢澄雄委員 限られた時間でございますので、単刀直入に、私はテレワークについて質問をさせていただきたいと思います。

道では、昨年まで、「道庁テレワークデイズ」などでテレワークの一層の普及に向けて様々な取組を行ってきていると承知しております。

まずは、その内容と効果について伺いたいと思います。

○内田尊之委員長 職員活躍担当課長兼人事局参事阿部真理君。

○阿部職員活躍担当課長兼人事局参事 テレワークデイズについてでございますが、道では、職員の積極的なテレワークの活用を促すため、令和3年度と令和4年度の2か年にわたり、毎週金曜日をテレワークデーに設定するとともに、年3回の集中実施期間を設けて取組を行ってきたところでございます。

令和3年度においては、各職場を通じて、テレワークデーに積極的な実施を働きかけるとともに、若手職員を対象にテレワークを活用した働き方に関する座談会を開催したほか、自宅等にテレワーク環境がない職員が庁舎内において体験できる取組を実施したところでございます。

また、令和4年度には、公用スマートフォンを活用したテレワーク環境が整備されたことから、集中期間中に少なくとも各職員が1回以上実施するよう呼びかけ、対象となる職員の約8割が取り組んだほか、管理職員向けに、テレワークの意義や勤怠管理、実務マネジメントなどの具体的な手法を学ぶためのテレワークマネジメントセミナーを開催したところでございます。

こうした取組を通じまして、テレワークの様々な利点や効果に対する職員の理解が深まり、新しい働き方の定着につながったものと考えております。

○藤沢澄雄委員 今の答弁にありましたテレワークの利点や効果について、具体的にお答え願えないでしょうか。

○阿部職員活躍担当課長兼人事局参事 テレワークの利点や効果についてでございますが、テレワークデイズに参加した職員からは、自宅と勤務先は片道1時間かかるため、通勤時間が短縮され、大変ありがたいといった意見や、時差出勤に加え、テレワークもできるようになり、子どもと接する時間が増えたなどといったワーク・ライフ・バランスの向上に関する意見が寄せられたところでございます。

また、外勤、出張時の迅速な情報の共有や発信などにもメリットを感じるといった声も多く、テレワークにより得られるこうした様々な利点や効果を実感したものと考えております。

○藤沢澄雄委員 昨年実施した道庁の働き方改革に関するアンケートの結果では、テレワークを実施したいときにできている職員の割合は3割程度にとどまっている状況と伺っております。

テレワークデイズのような集中実施期間だけでなく、日頃からテレワークを推進するべきだと考えますが、今年度はどのような取組を実施しているのか、伺いたいと思います。

○阿部職員活躍担当課長兼人事局参事 今年度の取組についてでございますが、道では、これま

でのテレワークデイズの取組も踏まえ、本年4月に改正した「職員のワークライフバランスの推進に関する指針」の中に、新たにテレワークをはじめとした多様で柔軟な働き方の推進を位置づけ、日常から、管理職員によるテレワークを活用しやすい職場環境づくりや、職員自らがテレワークを積極的に活用してライフスタイルに応じた多様で柔軟な働き方に取り組んでいくこととしているところがございます。

また、テレワークの実施場所の拡大に向け、セキュリティ環境が整った旅行先のホテルや親族の住宅等での試行的な実施に取り組むとともに、11月には、「テレワークを実施したいときに実施できる職場環境づくり」をテーマとし、各所属が課題解決に向けた取組を議論する機会を設けたほか、先進的な取組を行っている企業の協力をいただき、講演やワークショップを行うなど、テレワークを当たり前に行うことができる環境づくりに向けた取組を進めているところがございます。

**○藤沢澄雄委員** ただいまの答弁で、テレワークを当たり前に行うことができる環境づくりに向けた取組というふうに言われました。テレワークをしたいときにできるようにというの分らないではないのですが、漠然とした表現ではなく、例えば、週に3日出勤だよとか、そんな表現だともっと分かりやすいと思います。そうすると、確実に常態化しているな、道庁も変わったなというような感じになるのかなと思うのです。道庁がテレワークを推進する中での目指す姿について、どんな感じなのかを別な表現で答えていただければと思いますが、今、必ずしもまだその段階ではないのかなというふうに感じますので、その答弁は次の機会でも結構かなというふうに思います。

例えば、民間の調査では、コロナ禍の2022年の2月に実施されたテレワークに関する調査と、その後、アフターコロナ、本年の7月の調査では、実施割合が53%から38%に下がったという結果が表示されておりました。

その理由をひもとくと、出社を求められているとか、自ら選んだというのがあります。一方で、社風があるとか、とても申し出る雰囲気がないのだというような結果もありました。道庁のテレワークの状況も、ひょっとしたらそれに似ているのかなというのちょっと心配するわけですが、いっそのこと、毎日がテレワークデーとか、テレワークデイズの期間を延長するというのもありなのかなというふうに私は感じました。

次の質問でございます。

在宅勤務をはじめとするテレワークは、職員の場所と時間にとらわれない働き方ができる一方で、職員の勤務状況の把握などが容易ではないというような意見も聞いております。

この勤務管理はどのように行っているのか、伺いたいと思います。

**○阿部職員活躍担当課長兼人事局参事** 在宅勤務時における勤務管理についてでございますが、道が策定している在宅勤務の実施要綱では、在宅勤務時であっても、勤務時間や休憩時間、あるいは職務専念義務などの勤務条件は、勤務時間条例等に基づき、職場での勤務時と同様に取り扱うことを明示しているところであり、実施する職員と職場の管理職員などが適切に意思疎通を図

【第1分科会 12月11日 第4号】

りながら業務マネジメントを行うこととしております。

このため、在宅勤務においては、実施する職員が、勤怠管理システムを活用し、事前に業務内容を申告し、管理職員がその内容を承認するとともに、実施日には、電話やメール、チャット等を活用し、業務開始及び終了時はもとより、勤務時間中も職員と管理職員が必要に応じて報告や打合せをするなど、勤務時間や業務の適切な進捗管理を行うこととしております。

○藤沢澄雄委員 ただいまの答弁で、電話やメール、チャットなどで常に職場とつながっているのだというような状況が分かりました。

在宅勤務は、ともすると、何をしているか分からないとか、サボっているのではないとか、そういうように思われがちですが、職場とほぼ同じ環境で、作業効率が同等かそれ以上であるならば、決して特別なことと捉えるべきではないと私は考えます。今までと比べるから、大丈夫なのかというふうに思ってしまうのですが、ゼロから考えて、仕事にどのような成果が求められるのかというような発想で捉えてみることも必要ではないかなと私は考えます。

また、現業というのですか、対面でいろいろ作業しなければならない職種もあると思います。そこからは不平等感というようなことも聞いておりますが、職場とつながって行動が把握されているのであれば、そのような不公平感というのは思い過ぎのような気が私はするのですね。さらに、先ほど言った現業の部分では、モバイルワークなどの導入というのものが広がっておりますから、そういう柔軟な発想でこのテレワークについて捉えるのも必要ではないかなというふうに思っています。

最後の質問になりますが、知事部局での職員の勤務管理の仕組みやテレワークの普及促進の取組などを全庁的に展開することで、今後、テレワークの一層の普及促進を図るべきだと考えますが、見解を伺います。

○内田尊之委員長 総務部職員監谷内浩史君。

○谷内総務部職員監 今後の取組についてであります。テレワークは、育児や介護などライフステージの変化に応じた多様で柔軟な働き方が可能となるほか、出張時や災害時の対応など公務能率の向上に寄与しますことから、今後もより一層促進していく必要があるものと考えております。

こうした中、今般、国におきましては、テレワーク実施に係る勤務管理や健康管理等に係るガイドラインを年内にも策定することとしており、道では、国の動きも踏まえながら、職員が円滑にテレワークを実施できるよう必要な検討を進めるとともに、引き続き、ワーク・ライフ・バランス推進強化期間などにおきまして積極的なテレワークの実施を促すなど、一層の定着に向けた取組を進めていく考えであります。

また、教育庁をはじめ、警察本部や議会事務局、各種委員会など、各任命権者における業務内容や実情が異なる中、それぞれが職員の多様で柔軟な働き方の実現に向けまして取組を工夫されているものと承知しております。

今後とも、知事部局におけるテレワーク推進の各種取組につきましては、必要に応じまして各

任命権者とも情報共有を図ってまいる考えであります。

○藤沢澄雄委員 ありがとうございます。

実は、そもそも学校などでも夏休みあるいは冬休みの期間にテレワークを実施できるのではないかという考えから、私は今回の質問に至ったわけでありまして。ただいまの答弁を受けて、文教委員会でも質問してみようかなというふうに思っています。

また、全庁的なテレワーク推進の中で、議会だけは別とはならないというふうに感じました。先日、登別市議会でも、議員によるネット参加が報道されていたことから、今後、議会でもその可能性についてぜひ議論してみたいな、そんな気がいたします。

それから、先ほど今津委員からの質問でもありましたが、民間企業では、このテレワークの普及が採用の強化あるいは離職防止にもつながっているとの報告もあります。さらなる普及に努めるよう、ぜひとも努力をお願いしたいと思っております。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○内田尊之委員長 藤沢委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

中川浩利君。

○中川浩利委員 通告に従いまして、私からは、防災デジタルトランスフォーメーション、以下、DXと言わせていただきますが、このことについて伺っていきます。

温暖化の進行による地球規模での環境変化などにより、近年は全国各地で水害や土砂災害などの自然災害が頻発をしております。また、本道は四方を海に囲まれておりますし、千島海溝から太平洋プレートが沈み込む境目などでは、規模が大きい、いわゆるプレート間地震が繰り返し発生をしております。津波を伴った甚大な被害が広範囲で想定されているといったことから、今から少しでも様々な災害に対する防災対策、準備できることをしっかり進めていかなければならないというふうに思っています。

そうした問題意識で、以下、伺いますけれども、道は、未来技術の活用や市町村のデジタル化のサポート、産学官の連携推進などに取り組む部署として、令和3年4月に、総合政策部に次世代社会戦略局を新設し、DXを推進しておりますけれども、防災対策を効果的かつ効率的に実施するためにデジタル技術を活用して防災対策を進めようとする取組、いわゆる防災DXについて道はどのように認識をしているのか、伺います。

○内田尊之委員長 危機対策局長吉川政英君。

○吉川危機対策局長 防災におけるデジタル技術の活用についてでございますが、社会全体でデジタル化が求められる中、防災対策や災害対応にデジタル技術を活用するといった、いわゆる防災DXの取組は重要であると認識しております。

国では、令和2年に、防災対策における新たなテクノロジーの活用を進めるための施策を検討するタスクフォースを設置し、議論を行っているほか、令和3年には、内閣府に設置されたデジタル・防災技術ワーキンググループで、自治体の防災DXの取組の促進を含む提言を取りまとめたところでございます。



【第1分科会 12月11日 第4号】

道では、道防災情報システムなどにおきまして、SNS情報から災害現場を特定の上、画像を配信する情報収集サービスを活用するなど、防災対策や防災教育等のシステム化、デジタル化を図ってきておりますが、防災DXの取組を進めるため、引き続き、国の動向を注視するとともに、デジタル分野を担う担当部局とも連携しながら対応してまいります。

○中川浩利委員 防災DXによりまして、2次災害の危険性や避難所情報の迅速な共有が可能となり、また、避難所で使う備蓄品や医療が必要な方への適切な対応、災害後の公的機関への支援、援助の申込みを効率的に行うことが可能となるなど、様々なメリットが考えられますけれども、道が考える防災DX推進に伴うメリットについて所見を伺います。

○内田尊之委員長 危機対策課長大西章文君。

○大西危機対策課長 防災DX導入のメリットについてでございますが、災害が発生した際に、被害状況や避難者の動向、物資の状況の把握などにおいてデジタル技術を活用することにより、リアルタイムで正確な情報収集や共有が可能となるなど、迅速、的確な応急対策が期待できるものと考えております。

また、防災分野のデジタル技術を活用したサービス等を検索し、簡単に入手するためのツールとして、国が公開をしております防災DXサービスマップでは、VRを活用した防災教育の実施や、AIを活用した被害予測に基づいた防災対応、クラウド型システムを活用した被災者支援など、平時、切迫時など、それぞれの局面で有用なサービスが掲載されております。このような技術を活用することは、防災体制の強化や災害対応力の向上につながるものと考えているところでございます。

○中川浩利委員 メリットに対する考え方については分かりました。

それで、この防災DXに関して、道や道内市町村の導入状況についてお伺いいたします。

○大西危機対策課長 防災DXの取組状況などについてでございますが、道では、防災情報システムにおいて、災害発生時にSNSに投稿された情報をAIで解析し、災害現場を特定の上、画像等を配信する民間の情報収集サービスを導入しており、災害応急対策に活用しているほか、防災総合訓練では、カメラを搭載したヘリやドローンを活用して被災状況を確認し、映像伝送を実施する訓練などを行っております。

また、防災教育においては、SNSの活用やユーチューブによる専門チャンネルを開設し、防災の啓発動画を配信するなど、情報発信のデジタル化にも取り組んでいるところです。

なお、道内の市町村の中では、クラウド情報配信基盤を活用した住民への防災情報配信サービスの整備や、マイナンバーカードを利用した避難所支援システムの構築、ドローンの空撮画像を用いた浸水想定区域図の提供など、こうした取組が行われているものと承知をしております。

○中川浩利委員 御案内のとおり、道内の自治体の現場においては職員の減少が続いておまして、通常業務ですら1人当たりの作業負担が増加傾向であるのに加え、災害時ともなれば、例えば、災害派遣福祉チーム体制の整備などでも、作業負担がさらに重くのしかかることになるのは想像に難くないわけであります。

そのほかにも、自治体の消防制度は各市町村が責任者であることが多いことから、消防や防災のシステムや設備が自治体ごとに整備をされていて、よって、各自治体、官公庁の職員は災害情報の共有に時間がかかり、災害時に迅速で正確な判断をすることが難しい現状があると考えますけれども、道の認識を伺うとともに、改善に向けては、自治体同士や行政機関同士が情報を簡単に共有できるようにシステムの共有化が必要だと考えますが、いかがでしょうか。

**○大西危機対策課長** 防災システムについてでございますが、災害時に円滑な応急対策を実施するためには、被害や避難指示などの避難情報等を道と市町村間で共有することが必要であり、道では、避難情報などの発信を同一の仕組みで行えるよう、道の防災情報システムの端末を全ての市町村に整備をしております。

一方、各自治体の防災情報システムについては、独自に整備を進めてきたため、国のシステムと連携しておらず、情報の共有や活用が十分にできないなどの課題があると指摘をされておりますことから、国においては、国と地方自治体との災害情報等の共有を図ることとし、国と都道府県、市町村等が一体となった新たなシステムを令和6年度中に運用開始することとしているところです。

**○中川浩利委員** 来年度から新システムの運用ということですが、災害はいつ発生するかわかりませんので、できるだけ早期にということをお願いしたいと思います。

それで、災害時にリアルタイムに正確な災害情報を把握することが難しいケースがありますけれども、防災時に、チャットボットなどのコミュニケーションツールを使い、災害時の情報提供や共有を効率的にできると伺っております。自分の現在地や生活場所、あるいは災害時の避難予定の場所を登録しておくことで、災害が発生した際にはチャットボットからそのユーザーに合った避難情報が提供される、そういった避難支援機能を持たせたりすることができると伺っておりますけれども、防災チャットボットの活用についての道の所見を伺います。

**○大西危機対策課長** 防災におけるAIの活用についてでございますが、災害時に、LINE等のSNS上で、AIが人間に代わって自動的に被災者と対話をするシステムである防災チャットボットについては、災害情報を自動分析、集約をするほか、避難経路や防災情報の提供を行うなどの機能を有したサービスであると承知をしております。

このような防災チャットボットとは異なるものの、道では、北海道防災情報システムにおいて、AIを活用した情報収集サービスを導入し、災害応急対応に活用しているところです。

防災チャットボットについては、今後、社会実装が進んでいく中で、自治体における利用状況や運用上の課題、メリット等の状況を把握した上で活用を検討してまいります。

**○中川浩利委員** 次に、支援の申込みについて伺います。

被災後に、そのための支援制度があるにもかかわらず、申請方法や気軽に相談することが難しいなどで支援を断念するようなケース、こういったことはあつてはいけないと考えるわけであり、その点、支援の申込みをデジタル化するツールを導入することで、被災者が気軽に支援を受けることができるのではないのでしょうか。災害の影響で生活に困難が生じた人、家を失った

【第1分科会 12月11日 第4号】

人、親を失った子どもたちなど、誰でも気軽に難しくなく支援を受けられるように、支援の申込みをデジタル化するツールが必要だと考えます。

内閣府では、地域の被災者支援を助けるシステムを導入しておりまして、このシステムは、住所などの情報を基に被災者の台帳を簡単に作成できるとのことです。また、マイナンバーカードを使って、災害の際に必要な証明書や支援金の申請をオンラインで行えるため、自宅や遠くからでも申請でき、さらに、証明書を全国のコンビニでも受け取ることができるようでもあります。

このように、支援をオンライン化することで、被災者が必要な支援を利用しやすくなり、デジタル化によって情報共有がスムーズにもなり、手続も簡単になるので、被災者が早く助けを受けられるようになると思います。所見を伺います。

**○大西危機対策課長** 被災者支援業務についてでございますが、災害で被害に遭われた方々が速やかに生活再建に着手をするためには、被災者支援手続を迅速に行う必要があります。国では、被災者台帳の作成等の被災者支援手続に関する機能を備えたクラウド型被災者支援システムを構築し、令和4年度から地方公共団体情報システム機構が運用してございます。

このシステムの導入により、住民基本台帳情報をベースとして容易に被災者台帳の作成が可能となるほか、マイナンバーカードを利用し、自宅や遠隔地から被災者支援手続のオンライン申請や全国のコンビニでの罹災証明書の交付が可能となるなど、災害時の行政事務の効率化や被災者の利便性向上が図られるものです。

国では、市町村への導入を促すため説明会を実施しておりますが、システムの導入に当たっては、運用を含めた経費負担のほか、既にこれに類する他のシステムを整備しているといった市町村もありますことから、道としても、引き続き、国と連携協力をしながら普及に努めてまいります。

**○中川浩利委員** 次に、ドローンの活用について伺います。

最近のドローンは、センサーあるいはカメラが搭載されておりまして、行政や企業を問わず様々な分野で活用されておりますが、このドローンを使って被災地の状況を確認し、援助することについて、道の活用の状況をまずお伺いします。

従来はヘリコプターを使用して災害援助をしていましたが、ドローンに置き換えることで、費用と時間を節約でき、リアルタイムでの災害情報も得ることができます。また、災害時の避難誘導や救助活動でも活躍が期待される場所です。具体的には、倒壊した建物内の探索、あるいは孤立地域への物資運搬、人が入りにくい場所や交通が寸断された場所でも役に立ち、特に、赤外線センサーを搭載したドローンは、温度変化から人の存在を視覚化することができます。

救助活動を正確に迅速に行えるなどメリットも大きいところですが、今後の活用方針について、併せて道の所見を伺います。

**○吉川危機対策局長** ドローンの活用についてでございますが、災害応急対応におきまして、被害状況の確認や捜索活動の際に人が立ち入れない場所や危険を伴う業務が想定される場合、無人

で活動できるドローンの活用は有効でございます。

このため、道では、本年実施した防災総合訓練におきまして、ドローンによる空撮映像を伝送する情報収集訓練のほか、救出・救助活動の際に、防災ヘリやドローンが同一地域で安全に活動できるよう、臨時の運航調整所を開設し、複数のヘリやドローンによる運航調整の訓練を実施したところでございます。

また、防災分野でのドローンの活用を促進するため、本年9月、民間企業と連携し、市町村職員や消防職員を対象としたドローンの飛行デモや研修会の開催なども行ってきており、今後も、市町村や防災関係機関、民間企業等と連携協力し、実践的な訓練などを実施しながら、災害時の活用について検討してまいります。

**○中川浩利委員** メリットなどについていろいろ伺ってきて、今後も、防災DXは道や市町村で積極的に導入していただきたいと考えますけれども、逆に、その際に課題となる面について道の所見を伺います。

また、その課題をどのように解決しようとするのか、併せてお伺いいたします。

**○大西危機対策課長** 防災DXの課題についてでございますが、国や全国知事会が取りまとめた報告書や調査では、防災におけるDXの推進に向けて、防災情報システムについてシステムの標準化が必要、システム開発や維持管理に係る財政負担が大きい、デジタル人材の確保や技術支援が必要、先進技術を知る機会が少ない、こうした課題が挙げられております。

このため、国や全国知事会において先進的な取組や活用事例を公表していますほか、財政支援に関しては、国は、交付金制度を設け、地域課題の解決に向けたデジタル実装の必要経費を支援しております。

また、道では、令和2年度に、デジタルチャレンジ推進事業の制度を創設し、防災を含む生活・福祉分野の課題解決を目的としたデジタル技術を活用した取組の支援を実施していますが、現在まで、防災に関する活用の実績はないことから、市町村等に対して制度の活用について周知に努めてまいります。

**○中川浩利委員** このデジタル防災を強力的に推進するための必要な体制整備について、道内の179市町村の中で、デジタル人材などの専門的な人材が不足をしている市町村を道としてしっかり支援するなどし、本道の防災DXの推進には自治体間の格差が生じないように留意しつつ進めていただきたいと考えますが、道として、今後どのように防災DXを推進しようとするのか、決意と所見をお伺いいたします。

**○内田尊之委員長** 総務部危機管理監古岡昇君。

**○古岡総務部危機管理監** 防災DXに関する今後の取組についてでございますが、近年、頻発化、激甚化する災害に対しまして、より効果的、効率的に対応していくためには、防災においてデジタル技術をはじめとする先進技術を活用していくことは重要でございます。

このため、道では、システム化、デジタル化を図りながら、防災情報システムの運用や防災訓練でのドローン等の活用、また、住民の防災意識醸成のための啓発用動画を作成しておりますほ

【第1分科会 12月11日 第4号】

か、デジタル人材の育成に向けまして、防災に関する市町村職員等を対象としたセミナーの実施や研修会などにおいて、先進技術の展示や紹介を行うなどの取組を実施しているところでございます。

道といたしましては、今後とも、庁内関係部局が連携をしてこうした取組を積極的に進めまるとともに、国や民間事業者等の協力を得ながら、防災DXの推進に取り組むことなどにより、地域防災力の充実強化に努めてまいります。

○中川浩利委員 ぜひ、よろしくお願いいたします。

次の質問に移りまして、先ほど今津委員からもありましたが、道による土地信託事業、プレスト1・7についてお伺いいたします。

今後、このプレスト1・7に関して、限られた期限の中でどのように進めるのか、スケジュールを含めて所見を伺います。

○内田尊之委員長 財産課長平田健男君。

○平田財産課長 今後のスケジュールなどについてであります。売却、または保有、いずれの場合においても、新たに管理する者がビルの管理運営を適切に行えるよう、現所有者である受託行から管理運営業務に係る引継ぎを行う必要があります。これには数か月の期間を要するとされ、来年10月末の信託期間満了までに完了する必要があります。

このため、信託受益権を売却する場合には、来年度の当初予算案に売却収入を計上するとともに、来年1月に2段階方式による一般競争入札として公告し、入札参加資格の審査等を行った後、3月に企画提案の審査を行い、入札参加者を絞り込み、4月に入札を実施し、落札者と仮契約の締結を経て、第2回道議会定例会に財産の処分に係る議案を提案、議決を得た上で、7月に本契約を締結することを見込んでございます。

また、道が信託財産を引き継ぎ、保有する場合には、来年11月以降、テナント管理や施設管理などの業務のほとんどを外部委託する必要が生じますことから、来年度の当初予算案に所要の経費を計上した上で、4月に入札公告をし、6月に入札を実施の上、7月に契約を締結することを見込んでございます。

○中川浩利委員 なかなかスケジュールもタイトになってきているということは分かりました。

それで、プレスト1・7についての道としての方針に、何らかの判断が出るのかどうか、現時点での所見をお伺いいたします。

○内田尊之委員長 総務部長兼北方領土対策本部長山本倫彦君。

○山本総務部長兼北方領土対策本部長 プレスト1・7についてであります。道では、昨年2月の事業総括の取りまとめから1年半以上が経過したことなどを踏まえまして、改めて外部有識者の方々から御意見をお伺いし、不動産市況の変化等を確認するとともに、今後の取扱いにつきまして、複数のケースを想定した収支試算なども行ったほか、道有財産等有識者会議から信託財産の取扱いにつきまして御意見をいただき、これらを道議会に報告いたしましたところでございます。

道といたしましては、道議会での御議論も含めたこれまでの対応経過などを十分踏まえながら、信託財産の取扱いに関する最終的な考え方を早急に取りまとめ、お示ししてまいりたいと考えております。

○中川浩利委員 今、部長から、早急に取りまとめて示してまいるというお話もございましたけれども、本件に関しましては、明日、知事総括質疑で知事に直接お伺いしたいというふうに思いますので、委員長のお取り計らいをお願いし、私の質問を終わります。

○内田尊之委員長 中川委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

新沼透君。

○新沼透委員 それでは、通告に従い、順次質問してまいります。

最初に、私立学校等に対する価格高騰などの支援について伺います。

国が補正予算に計上した重点支援地方交付金についてですが、国は、この交付金を活用した支援の例を推奨事業メニューとして自治体に示し、さらに、メニューの詳細について関係省庁から個別に通知が発出されていると承知しています。

そのうち、学校施設への支援としては、文部科学省から、私立学校における電気・ガス料金高騰への支援に活用するよう依頼があったようですが、今回の道の価格高騰対策にそうした内容は見当たりませんでした。

その理由を伺うとともに、今後の対応についても併せて伺います。

○内田尊之委員長 学事課長佐藤敏尚君。

○佐藤学事課長 私立学校への対応についてでございますが、道では、これまでも、私立学校の教育条件の維持向上や保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、学校経営の健全性を高め、教育の振興を図ることを目的として、私立学校管理運営費補助金などにより支援を行ってきたところでございます。

今年度の管理運営費補助金では、電気料金や給食原材料費等について、関係団体からの要望も踏まえ、国の交付金を活用して、道立学校や保育所等と同様に、年間の高騰分の支援を行っております。

道といたしましては、私立学校に通う生徒の皆さんが安心して教育を受けられるよう、今後とも、学校や関係団体の方々の御意見も伺いながら、私学の健全な運営や保護者負担の軽減に努めてまいります。

○新沼透委員 エアコンの整備について伺います。

今回追加提案された道の補正予算には、道立学校の空調整備を行うための予算が盛り込まれております。来夏に間に合わせるべく、まずは簡易空調機器を設置し、本格的な空調設備も徐々に整備していくとのことです。

他方、私立学校に通う子どもたちの学習環境を整備することも同様に重要であると考えます。

そこで、道内の私立小中高校における空調設備の設置状況を伺うとともに、道による支援を行

【第1分科会 12月11日 第4号】

う考えはないのか、併せて伺います。

○内田尊之委員長 教育・法人局長成田正行君。

○成田教育・法人局長 道内の私立学校におけるエアコンの設置状況等についてでございますが、国が行った、私立学校の教室等のエアコン整備状況の調査結果によりますと、普通教室の設置率は、本年4月1日現在で、今後設置する予定のものも含めまして、小学校が84%、中学校が50%、高校が40.3%となっております。

道では、本年10月に、道教委や全道市長会、町村会と連携をし、学校における冷房設備の更新や設置に係る補助金の補助率引上げなど、財源措置の拡充について国に緊急要望を行いまして、その後、文部科学省から、今年度実施する補助事業において、簡易型クーラーの購入や空調設備等工事を補助対象とする追加の募集を行う旨の通知があったことから、各学校法人に対しまして、この内容を速やかに周知し、本事業の積極的な活用を促しますとともに、道教委が改定をいたしました熱中症に係る危機管理マニュアルや長期休業の延長に関する通知を送付したところでございます。

道といたしましては、今後とも、道教委と連携し、児童生徒の健康や安全、安心を確保できるよう、熱中症対策に取り組んでまいります。

以上です。

○新沼透委員 了解をいたしました。

次に、財政運営について伺ってまいります。

道は、先月、来年度予算の編成方針を公表しました。令和6年度当初予算は、コロナ禍後、初めての通年予算編成となるもので、コロナ禍後の社会を見据えた取組を進めていく必要があるとのことです。

しかし、道の財政状況は、来年度の収支不足が令和に入って最大の額となるとのことであり、これに加えて、金利の動向などにより、さらなる拡大のおそれもあるなど、引き続き厳しい財政状況にあると聞いております。

このような厳しい状況における予算編成においては、コロナ禍後を見据えた取組はもちろん必要ですが、これまでコロナ禍において措置した様々な歳出を一旦見直し、平時において真に必要なもののみ限定すべきと考えます。このためには、歳出予算の精査を行うことが重要であり、収支不足に対し、安易に財政調整基金を取り崩すことは厳に慎むべきと考えます。

道は、どのように歳出の精査を図っていくのか、伺います。

○内田尊之委員長 財政課長松林直邦君。

○松林財政課長 歳出の精査についてであります。道では、これまでのコロナ禍において、緊急包括支援交付金などの国費も最大限活用しながら、感染症対策に取り組んできたところでございます。

今年度の年間予算は、本年5月の新型コロナウイルス感染症5類移行に伴う制度変更などを可能な限り踏まえて編成したところではございますが、来年度に向けても、様々な社会情勢の変化

に対応した歳出の精査が必要でございます。

道財政は、来年度の収支不足額が令和以降最大となることを見込まれておりまして、こうした点も含め、収支対策の方向性に沿って、施策や事務事業の徹底した精査を通じた歳出の削減、効率化などに取り組みながら、予算編成を進めてまいります。

**○新沼透委員** 次に、国が行おうとしている定額減税について伺います。

財政健全化に向けては、歳入確保も歳出の精査と同様に重要であり、道は、予算編成方針においても、歳入確保にも最大限取り組むとしています。

他方、先月、閣議決定された国の経済対策では、1人当たり所得税3万円、個人住民税1万円の定額減税を行うこととされましたが、これが行われた場合、道の歳入にも大きな影響があるのではないかと考えます。

国が決めた減税で、地方の歳入に穴が空いてはたまりません。道は、このたびの定額減税によりどのような影響があると考えているのか、また、影響が出ないようどう対処していくのか、伺います。

**○内田尊之委員長** 財政局長木村敏康君。

**○木村財政局長** 所得税等の定額減税についてであります。今般の国の総合経済対策における定額減税の影響につきましては、所得税、個人住民税を合わせて3兆円台半ばとされているところであります。

これを基にした粗い試算では、個人道民税は90億円程度の減収が見込まれ、また、道分の地方交付税への影響につきましては現時点で見通すことは困難であります。国税である所得税につきましては、その3割程度が交付税の原資となっておりますことから、交付税総額が0.9兆円程度減少する可能性がございます。

個人住民税の減収につきましては、全額、国費で補填することとされ、交付税の原資の減少への対応につきましては、その取扱いが示されておられませんことから、各地方自治体における行政サービスの提供や財政運営に支障を来すことがないように、全国知事会等とも連携しながら、国の責任による確実な補填について求めてまいります。

以上です。

**○新沼透委員** 次に、財政調整基金について伺います。

先ほど安易な取崩しは厳に慎むべきと申し上げましたが、そうは言っても道財政の収支状況が厳しい状況の中で、当初予算の編成でも基金取崩しをやむを得ず実施する場合が想定されます。

道は、将来的に500億円を目指すとしていますが、取崩しが避けられないとなると、なおさら着実に積み立てていくことが大切です。

今後、どのように積立てを進めていくのか、伺います。

**○木村財政局長** 財政調整基金についてであります。このたびお示した収支見通しにおきましては、令和6年度及び7年度において、行政改革推進債などの発行や歳出削減といった収支対策を講じて、なお多額の収支不足額が生じる見込みにありますことから、当初予算編成におき



【第1分科会 12月11日 第4号】

まして、歳入歳出の徹底した精査を行った上で、財政調整基金の活用などにより収支均衡を図る必要があります。

財政調整基金は、経済事情の変動等による大幅な歳入減などへの備えや、中長期的な視野に立った財政運営を行うためにも重要でありますことから、道といたしましては、歳入の確保や効率的な予算執行による経費節減に一層努めることなどにより財源を捻出しながら、基金残高を確保できるよう取り組んでまいります。

以上です。

○新沼透委員 次に、定年延長による人事配置について伺います。

道職員の定年延長について、令和5年決算特別委員会における我が会派の同僚議員からの質問に対して、職員監から、高齢期職員をはじめとした全ての職員が、高い意欲を持ち、能力を十分に発揮できる職場環境づくりに取り組むとの答弁があったところです。

そこで、定年年齢が延長される職員について、道はどのような人事配置を考えているのか、基本的な考え方について伺います。

○内田尊之委員長 人事課長古田生介君。

○古田人事課長 職員の定年引上げについてでございますが、少子・高齢化が進み、生産年齢人口が減少し、社会全体として働く意欲のある高齢者の方々に社会を支えていただくことが重要となっている中、地方公務員法の改正によりまして、今年度から定年の段階的な引上げや役職定年制の導入などがなされたところでございます。

このたびの定年の引上げによって、豊富な知識や技術、経験などを持つ高齢期職員がその能力を発揮して活躍するとともに、若年層を含む全ての職員の働き方改革にも資することで、組織パフォーマンスを高め、行政サービスの向上につなげることが期待されているところでございます。

このため、道では、個々の高齢期職員それぞれが、これまで培ってきた多様な専門知識や経験を生かせる職務を担当することを基本として配置を行っていくとともに、モチベーションの維持向上のための研修等を実施するなどいたしまして、高齢期職員一人一人が能力を発揮できるよう取り組んでまいります。

○新沼透委員 今般、委託事業における過請求事案が複数件発生しており、受託者に対する道の審査体制に問題がなかったのか甚だ疑問がある中、委託事業は、その性格上、道の業務を民間にお願いするスタンスでありますから、委託者が受託者に対して厳しく審査するということが厳しい状況が想定されます。また、経験の少ない若手職員が担当すると、チェックするノウハウも備わっていない場合が多く、今回のような事案が生まれたのではないかと考えます。

定年延長に伴い、60歳を超えて役職定年となり庁内に勤務する職員は、長期にわたる勤務経験はもとより、管理職員としての経験を有しているため、例えば、こうした職員にチェック機能を持たせるのは合理的、効果的と考えます。

役職定年となる職員の活用に関する道の考え方を伺います。

○内田尊之委員長 総務部職員監谷内浩史君。

○谷内総務部職員監 役職定年後の職員の役割などについてであります。限られた人員の中で、様々な行政課題に迅速かつ的確に対応し、質の高い行政サービスを持続的に提供していくためには、役職定年となる職員が、各職場で必要な役割を担い、その能力を十分に発揮できる人事管理を進めていくことが重要であります。

このため、道では、役職定年となる職員には、管理職時代に培った経験やマネジメント能力、危機管理能力を発揮して、企画や調整、審査などの幅広い行政分野で活躍していただくとともに、新任の管理職員へのサポートや若手職員の指導育成などといった役割も期待しており、それにふさわしい新しい職の設置や研修の充実など、環境整備に取り組んでいるところであります。

道といたしましては、役職定年となる職員の配置に当たりましては、職員の意向や経歴、さらには、各職場のニーズ等を踏まえ、高い専門性やこれまでの長い経験を生かされるよう適材適所の人事配置に努めるとともに、その意欲と能力を十分に発揮できる職場環境づくりに取り組み、高齢期職員の一層の活躍と組織活力の向上につなげてまいります。

○新沼透委員 道が民間に業務を委託する場合に、事業を適正に執行させるためにはしっかりした審査が必要であり、先ほどお話がありましたように、高い専門性や長い経験を有する役職定年となる職員を構成メンバーとする審査体制の整備を図ることが有効だと思います。

このことについては、知事にも直接お伺いしたいので、委員長、お取り計らいをよろしくお願い申し上げます。

以上で質問を終わります。

○内田尊之委員長 新沼委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

真下紀子君。

○真下紀子委員 私は、オスプレイの危険性等について質問してまいります。

米軍岩国基地から嘉手納基地に向かっていたオスプレイCV22が、11月29日、陸上から僅か1キロメートルの屋久島沖に墜落して乗員8名全員の死亡が確認されています。オスプレイは、開発段階から事故を繰り返してきた危険な欠陥機であり、私どもは、これまでその危険性を指摘して、繰り返し、飛来、飛行の中止を求めてきました。

国内初の死亡事故であり、最多の犠牲となったこのたびの墜落事故を目の当たりにして、道は危険性をどう受け止めたのか、お聞きします。

○内田尊之委員長 危機対策局長吉川政英君。

○吉川危機対策局長 オスプレイ墜落事故についてでございますが、去る11月29日に、米空軍横田基地所属のオスプレイが鹿児島県屋久島沖で墜落し、搭乗していた米軍兵士8名全員が亡くなるという大変痛ましい事故が発生いたしました。

道では、これまで、米軍基地等が所在する15の都道府県で構成いたします涉外知事会を通じ、オスプレイを含めた航空機の安全対策を繰り返し求めてきたところであります。このたびの重

【第1分科会 12月11日 第4号】

大事故が発生したことは、全国民に深刻な不安を与えるものであり、事故の経緯を明らかにするとともに、早急に原因を究明し、確実な再発防止策を講じる必要があるものと受け止めております。

○真下紀子委員 道は、事故後、直ちに何か対応されたのでしょうか。

○吉川危機対策局長 道の対応についてでございますが、道では、オスプレイ墜落事故が発生した後、速やかに、北海道防衛局に対し、事故の概要や日米の動きなどの情報収集を行うとともに、涉外知事会事務局に対して、このたびの重大事故に関する要請を行うよう働きかけたところでございます。

○真下紀子委員 政府は、オスプレイの飛行について、搜索救助活動を除き、飛行に係る安全が確認されてから飛行するよう求めておりまして、飛行中止とは言えないような要請でした。事実、事故翌日には、普天間、厚木、米軍基地を抱える地域では飛行が確認をされたと報道されていきました。日本政府が正面からオスプレイの飛行中止を求めなかったためにこうしたことが起きているわけで、米軍は我が物顔でオスプレイを飛行させていたわけです。

また、日米地位協定の下で、事故の際の搜索、差押え、検証を行う権利を行使しないとされておりまして、事故の原因の捜査もできていません。

道は、こうした状況をどう受け止めて、国に何を求めているのでしょうか。

○内田尊之委員長 危機対策課長大西章文君。

○大西危機対策課長 日米地位協定の改定についてでございますが、日米を取り巻く安全保障体制などが大きく変化をしている中、日米地位協定は、締結されて以来、改定されていないことから、道としては、涉外知事会を通じ、国に対し、社会経済環境の変化を踏まえた改定について、毎年度、要望をしてきているところでございます。

委員からお尋ねの地位協定第17条に関する事項についても、基地の外における米軍財産について、日本国の当局が搜索、差押え、または検証を行う権利を行使すること、これを協定の改定に当たり明記するよう求めているところでございます。

○真下紀子委員 それでは、道内に度々飛行しているオスプレイの2020年度以降の飛来状況をお示しく下さい。

○大西危機対策課長 本道へのオスプレイの飛来状況についてでございますが、本道で実施された日米共同訓練のうち、令和2年度以降にオスプレイを使用した訓練の実績は、令和2年度は実績がございません。令和3年度は、12月4日から17日までに実施された米海兵隊との実動訓練、令和4年度は、10月1日から14日までに実施された米海兵隊との実動訓練と、11月10日から19日までに実施された日米共同統合演習となっているところでございます。また、令和5年度においては、これまで実績はございません。

なお、令和2年8月及び9月には、道防衛局から事前に連絡がなく道内において米軍オスプレイの飛行が行われたため、事前の情報提供と安全管理の徹底について要請を行ったところでございます。

○真下紀子委員 これまでも、直前の連絡、あるいは連絡なしに勝手に道内上空をオスプレイが飛んでいるということなのですね。

そこで、国内の配備状況についてお伺いします。

道内配備の計画はないということによろしいでしょうか。

○大西危機対策課長 道内へのオスプレイの配備に関して、国から説明等は受けておりません。

○真下紀子委員 オスプレイは、ルートも示さず、全道空域を自由に飛んでおります。また、日本の航空法では150メートル以上となっている高度を、この7月から、山岳地域限定としながらも、60メートルの超低空飛行に緩和されています。道内でもこの低空飛行が確認をされておりまして、墜落や事故の危険性は訓練地にとどまっております。そうした危険性がこの北海道でもあるわけです。

飛行を受け入れるわけにはいかないと考えますが、どのように対応しているのか、お聞きします。

○大西危機対策課長 オスプレイの飛行についてでございますが、日米同盟の抑止力や対処力を高めるためには、自衛隊及び在日米軍が、各種の実践的な訓練の実施等を通じ、即応力を向上させる必要があるものとの認識の下、本年7月、日米合同委員会にて、米海兵隊オスプレイが、安全対策を取りながら、住宅地等の上空を避けた山岳地帯において、高度約152メートル未満、約60メートルまでの飛行訓練を実施することについて合意したものと承知をしております。

これまで、日米共同訓練に伴い、オスプレイが道内を飛行する場合には、先ほど御答弁させていただいた、令和2年度の事前連絡がなく道内において米軍オスプレイの飛行が行われたこの場合を除きまして、あらかじめ道防衛局から安全面に関する説明などを受けてきているほか、米軍機の訓練ルートについては、事前に情報提供を行うよう、全国知事会から国に対して要請をしているところでございます。

○真下紀子委員 何度も繰り返しますけれども、道は、米軍が安全対策を取っているとか安全を確認したとか言いながら、オスプレイが飛ぶたびに事故を起こし、今回、最悪の事態となったわけです。

そして、この衝撃というのは非常に大きくて、12月8日、米国は全世界でのオスプレイの飛行、運用を停止しています。9日には、生産中止まで発表しているわけですね。これだけ危険だということが認識された事故というのはこれまでなかったわけですが、こうした衝撃が広がっているということ、やっぱり、改めて受け入れるべきだというふうに思います。

道は、これまで訓練のたびに安全、安心が最優先だと繰り返してきましたが、安全、安心とは真逆の対応を取っている日本政府の下で、道民の安全が保障されると危機管理監は言い切れるのでしょうか。

1月から2月にかけて、大規模な日米共同演習が予定されております。私どもは、そもそもこの日米共同演習の中止を求める立場ですけれども、中でも、オスプレイの飛行は絶対に行わせないということを強く求めます。

道民の安全を守る立場にある危機管理監の見解及び国への要請について伺います。

○内田尊之委員長 総務部危機管理監古岡昇君。

○古岡総務部危機管理監 日米共同訓練への対応についてでございますが、日米共同訓練は、日米同盟の抑止力や対処力を一層強化するために実施をされる重要なものでございまして、また、オスプレイを使用した訓練につきましては、沖縄県の負担軽減を図るためのものであると認識をしております。

米軍は、鹿児島県屋久島沖で発生したこのたびのオスプレイ墜落事故を踏まえまして、リスクを軽減するためとして、保有する全てのオスプレイの運用を停止しており、また、政府におきましては、事故発生直後から、米側に対し、国内に配備されたオスプレイにつきまして、飛行に係る安全が確認されなければ飛行を行わないことを要請してきているところでございます。

1月中に道内で予定をされております米陸軍との実動訓練におきまして、現時点でオスプレイが参加する予定はないものと承知をしておりますが、道といたしましても、このたびの重大事故の発生を踏まえまして、道防衛局に対して改めて説明を求めますとともに、涉外知事会を通じ、国に対して、米軍の全てのオスプレイについて、安全が確認されるまで飛行を停止することなどの要請を行うこととしてございます。

○真下紀子委員 やはり、大きな衝撃だったと思うのですね。そして、まだお一人の方は発見されておられません。心から御冥福をお祈りしたいと思いますけれども、オスプレイの犠牲になってしまった若い米軍の人たちも本当に犠牲者だというふうに思うのです。

それで、日本のほうは、これまで全国知事会で日米地位協定の抜本の見直しを求めてきたわけですが、今回の政府対応は一顧だにしないような対応です。

従前と同様の対応にとどまるのではなくて、過去にない規模とスピード感を持って早期の改定に取り組むべきと考えます。全国知事会として取り組むとともに、道としてもイニシアチブを発揮すべきと考えますけれども、危機管理監の見解を伺い、私の質問を終わります。

○古岡総務部危機管理監 日米地位協定についてでございますが、国では、日米地位協定は同協定の合意議事録等を含んだ大きな法的な枠組みであり、これまで、事案に応じて効果的にかつ機敏に対応できる最も適切な取組を通じ、一つ一つの具体的な問題に対応してきているところでございます。

こうした中、道では、これまでも、全国知事会や涉外知事会を通じて、国に対し、米軍の活動に航空法令や環境法令など国内法を適用することなどにつきまして、抜本的な見直しを行うよう要請をしてきているところでございます。

道といたしましては、本道で実施されるいかなる訓練におきましても、道民の皆様の安全、安心が確保されることが重要であると認識をしております。

今後とも、国に対し、十分な説明のほか、道民の皆様の生活に不安や支障を与えることのないよう最大限の配慮を求めてまいります。

○内田尊之委員長 真下委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

以上で通告の質疑並びに質問は終わりました。

総括質疑に保留された事項については本委員会において質疑を行うこととし、これをもって、総務部所管に関わる質疑並びに質問は終結と認めます。

以上をもちまして、本分科会に付託されました議案に対する質疑並びに質問は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

付託議案の審査経過に関する委員長報告文につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内田尊之委員長 御異議なしと認め、そのように決定をいたします。

1. 委員長の閉会の挨拶

1. 閉 会

○内田尊之委員長 本分科会を閉じるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本分科会は、12月5日に設置以来、付託議案をはじめ、道政各般にわたり審査を尽くされ、本日ここに一切の審査を終了することができましたのは、武田副委員長をはじめ、委員の皆様方の御協力によるたまものと深く感謝を申し上げます。ありがとうございました。

以上、簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。

これをもって第1分科会を閉会いたします。（拍手）

午後5時3分閉会